

## 第1部 緑の基本計画編

# 第2章

## 緑の推進施策

1. 緑の推進施策の体系	32
2. 緑の推進施策の方針	34
目標Ⅰ 受け継がれてきた緑を守ります	34
基本方針-1 骨格・拠点となる緑を守ります	35
基本方針-2 暮らしの中の身近な緑を守ります	46
目標Ⅱ 快適に暮らせる緑をつくります	53
基本方針-3 拠点の緑の整備や緑の中心市街地づくりを進めます	55
基本方針-4 愛着の持てる身近な緑のまちづくりを進めます	64
目標Ⅲ 未来に伝える緑を育てていきます	86
基本方針-5 市民・団体・学校・事業者・市の協働により緑を育てていきます	87
基本方針-6 緑に関する知識を広め、緑への思いやりを育てていきます	94



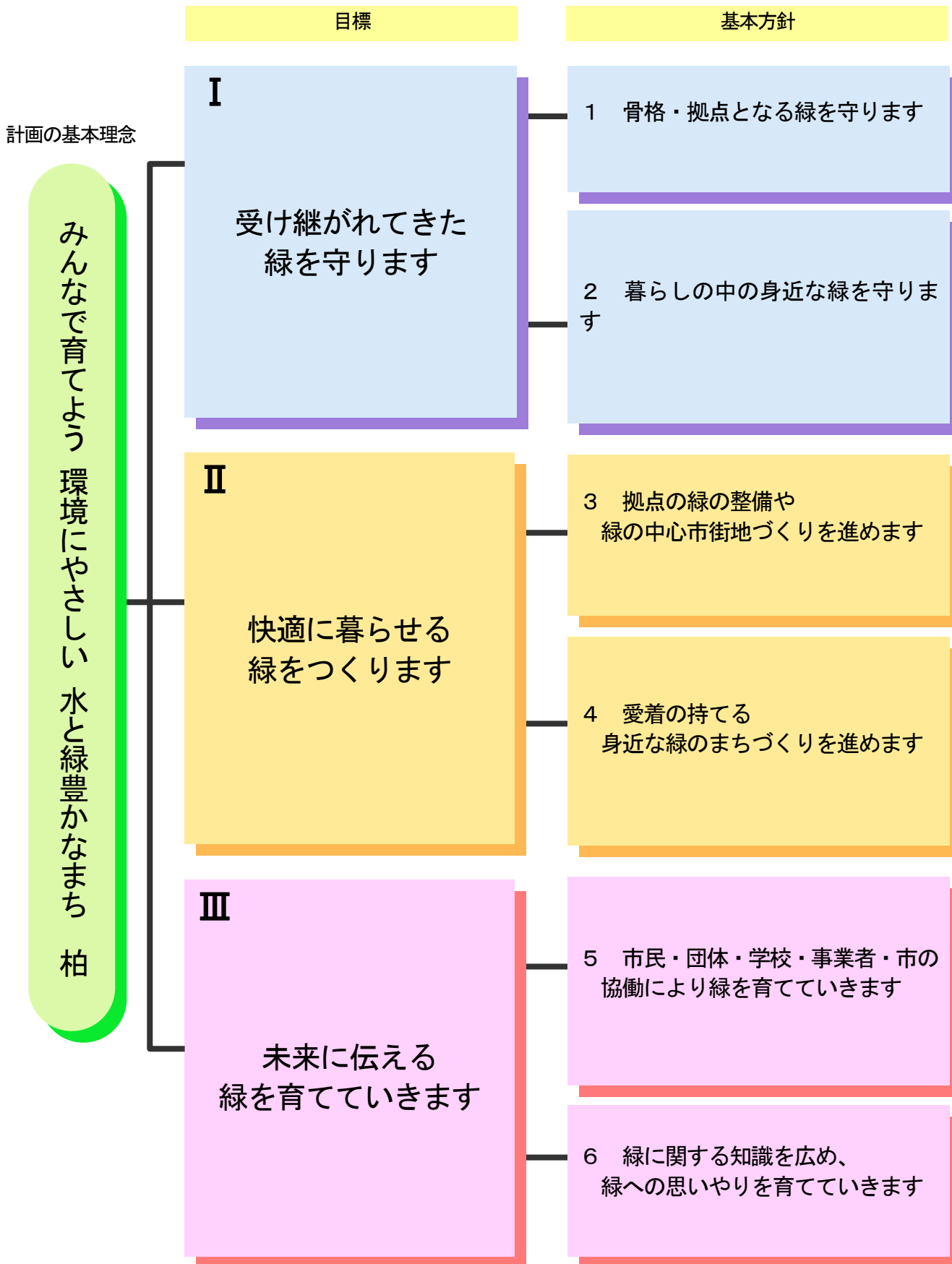
### 「第2章 緑の推進施策」の読み方

全 88 施策（〔新規〕 4 施策・〔継続〕 84 施策）

- 今回計画より前の緑の基本計画において記載されていた施策を〔継続〕、法改正等により新たに追加した施策を〔新規〕としています。
- 各施策の再掲載分については、〈再掲〉と表示し、参照事項がある場合はページを記載しています。
- 継続施策については、実績・助成などを記載しています。
- 施策の推進に向けて多様な主体が協働する場合の役割分担については、第4章-1の役割分担のイメージのパターンを記載しています。（例 [⇒パターン1参照（P111）](#)）

# 1. 緑の推進施策の体系

緑の目標、基本方針に基づき、具体的に推進する施策を位置づけます。



施策の方向

	<p>◆ 1-1 骨格・拠点の緑を保全していきます</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保全優先度の高い緑地の選定…36</li> <li>● 緑地の担保性の向上…36</li> <li>● 開発等による緑地減少への対策…42</li> <li>● 骨格・拠点の緑の保全・再生…42</li> <li>● 緑地保全のための資金確保等…45</li> </ul>
	<p>◆ 2-1 身近な樹林地・湧水を保全していきます</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保全優先度の高い緑地の選定…47</li> <li>● 緑地の担保性の向上…47</li> <li>● 開発等による緑地減少への対策…48</li> <li>● 身近な樹林地の保全・再生…48</li> <li>● 緑地保全のための資金確保等…48</li> <li>● 湧水の保全…49</li> </ul>
	<p>◆ 2-2 身近な農地を保全していきます</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 身近な農地の担保性の向上…51</li> <li>● 農とのふれあい…52</li> </ul>
	<p>◆ 3-1 特徴のある骨格・拠点の緑の整備を進めます</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 水と緑の回廊づくり…56</li> <li>● 特徴のある拠点の緑づくり…56</li> </ul>
	<p>◆ 3-2 緑豊かな中心市街地づくりを進めます</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 柏の葉地域の国際キャンパスタウンづくり…59</li> <li>● 柏駅と駅周辺の緑あふれる空間づくり…61</li> </ul>
	<p>◆ 4-1 質の高い緑の空間づくりを進めます</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 身近な緑に親しめる空間づくり…65</li> <li>● 身近な場所の水と緑の回廊づくり…69</li> <li>● 農のあるまちづくり…72</li> <li>● 公共性の高い場所の緑づくり…73</li> </ul>
	<p>◆ 4-2 街並みを彩る多様な緑づくりを誘導・支援します</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 緑豊かな街並みづくりの誘導…76</li> <li>● 緑豊かな街並みづくりの支援…85</li> </ul>
	<p>◆ 5-1 良好な緑を持続していくための仕組みづくりを進めます</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 緑の資源循環の仕組みづくり…88</li> <li>● 協働による里山保全活動等の仕組みづくり…89</li> </ul>
	<p>◆ 5-2 緑を育成する取り組みを支援します</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 緑の表彰制度などの実施…92</li> <li>● 支援制度の充実…92</li> <li>● 他組織との連携やネットワークづくり…93</li> </ul>
	<p>◆ 6-1 緑を知り、理解する機会を充実します</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 緑の重要性や活用方法を学ぶ機会の創出…95</li> </ul>
	<p>◆ 6-2 緑に関する調査研究と情報の提供を推進します</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 緑の調査・研究の実施…97</li> <li>● 緑に関する広報・情報提供…97</li> </ul>

## 2. 緑の推進施策の方針

### 目標 I 受け継がれてきた緑を守ります

#### 基本方針－1 骨格・拠点となる緑を守ります

施策の方向	施策名（大項目）	番号	施策名	ページ
◆ 1-1 骨格・拠点の緑を 保全していきます	● 保全優先度の高い 緑地の選定	施策 1	緑地保全の優先度評価の実施	36
		施策 2	公園緑地としての土地の買い入れ	36
	● 緑地の担保性の向 上	施策 3	法制度等の活用による担保性の向上	37
		施策 4	斜面林の保全	40
		施策 5	保全配慮地区の指定	41
	● 開発等による緑地 減少への対策	施策 6	重要な緑地減少に対する対策ガイドライン（仮称） の作成	42
	● 骨格・拠点の緑の 保全・再生	施策 7	拠点の緑の管理計画の作成	42
		施策 8	管理協定制度の活用	42
		施策 9	里山活動協定の締結	43
		施策 10	里山活動協定【事業者版】（仮称）の創設	44
		施策 11	ネーミングライツによる緑地保全	44
		施策 12	カーボン・オフセットによる緑地保全	45
	● 緑地保全のための 資金確保等	施策 13	緑地保全のための資金の受け入れ体制の整備	45
		施策 14	緑地保全のための新たな財源の確保	45

#### 基本方針－2 暮らしの中の身近な緑を守ります

施策の方向	施策名（大項目）	番号	施策名	ページ
◆ 2-1 身近な樹林地・湧水を保全 していきます	● 保全優先度の高い 緑地の選定	施策 1	緑地保全の優先度評価の実施	47
		施策 2	公園緑地としての土地の買い入れ	47
	● 緑地の担保性の向 上	施策 3	法制度等の活用による担保性の向上	47
		施策 5	保全配慮地区の指定	47
		施策 15	（一財）柏市みどりの基金による緑地の確保	47
	● 開発等による緑地 減少への対策	施策 6	重要な緑地減少に対する対策ガイドライン（仮称） の作成	48
	● 身近な樹林地の保 全・再生	施策 16	樹林地管理のための指針作成	48
		施策 9	里山活動協定の締結	48
	● 緑地保全のための 資金確保等	施策 12	カーボン・オフセットによる緑地保全	48
		施策 13	緑地保全のための資金の受け入れ体制の整備	48
		施策 14	緑地保全のための新たな財源の確保	48
	● 湧水の保全	施策 17	湧水地の保全	49
		施策 18	湧水量の確保	49
◆ 2-2 身近な農地を 保全していきます	● 身近な農地の担保 性の向上	施策 19	法制度の活用による身近な農地の担保性の向上	51
		[新規] 施策 85	特定生産緑地の指定による農地保全の推進	52
		施策 20	農地の流動化の検討	52
	● 農とのふれあい	施策 21	農に参加する機会の創出	52



## 基本方針— 1 骨格・拠点となる緑を守ります

### ◆ 1-1 骨格・拠点の緑を保全していきます

かつての柏は至る所に樹林地や農地が広がり、斜面林と一体となった谷津田が形成され、様々な生き物が生息する緑豊かな自然の宝庫でした。しかし、都市化の進展とともに多くの緑地は宅地となり、たくさんの生き物の生息地が消失していきました。また、現在では産業構造の変化や後継者不足などにより利活用されず放置された樹林地や農地も増え続けています。

何かしらの対策を講じなければ、これからも緑地の減少が進行していくことは明らかです。今残されている柏の緑豊かな自然を将来にわたって保全するためには、骨格・拠点の緑を無秩序な開発の手から守っていかねばなりません。そして、利活用されなくなった緑地を適正な植生管理により再生していくことが必要です。

「骨格の緑」や「拠点の緑」に位置づけられた緑地は市内でも特に重要な場所です。これらの緑地を保全していくために、状況や時期に応じて公有地化を進めたり、法制度の活用による担保性の向上に取り組み、そして行政だけでなく、様々な立場の方々との協働により緑地の再生を図っていきます。



大津川と周辺の農地と斜面林



大堀川と周辺の緑



利根運河と周辺の緑



金山落と周辺の農地と斜面林

■基本方針1-1に関する主な施策

●保全優先度の高い緑地の選定

施策1	緑地保全の優先度評価の実施 [継続]
内容	緑地保全の優先度について、本計画における緑地評価を加味しながら、緑地の保全に向けて詳細な調査を行い、重要性や開発圧力の面から客観的な指標に基づき評価を実施します。また、評価の高い緑地については公園緑地としての確保（公有地化）や特別緑地保全地区等の指定検討を行い、優先度に応じた施策を展開していきます。



こんぶくろ池



船戸古墳群



大青田の森



高田野鳥公園

●緑地の担保性の向上

施策2	公園緑地としての土地の買い入れ [継続]
内容	豊かな自然環境を有する緑地や、歴史的文化遺産を「都市公園法」に基づく都市公園として確保（公有地化）することにより、良好な自然環境や優れた歴史的景観を保全するものです。なお、用地の取得に当たっては、緑地保全の優先度評価の結果や、公共性・緊急性を踏まえたものとしていきます。



大堀川防災レクリエーション公園



増尾城址総合公園



施策3	法制度等の活用による担保性の向上 [継続]
内容	表1などの法制度を活用し、骨格・拠点の緑の担保性の向上を図っていきます。なお、指定に当たっては、緑地保全の優先度評価や公共性・緊急性を踏まえたものとしていきます。

■表1 緑地に関する法制度  
(主に樹林地に関するもの)

名称	内容
特別緑地 保全地区	<p>都市における良好な自然的環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全することを目的として「都市緑地法」に基づき県もしくは市が指定する区域です。造成や建築等の行為に強い制限があり、その土地の利用に著しい支障をきたす場合には、土地の買入れを行います。</p> <p>○指定要件：次のいずれか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 無秩序な市街化の防止、公害又は災害の防止のため必要な遮断地帯、緩衝地帯又は避難地帯として適切な位置、規模及び形態を有するもの</li> <li>● 神社、寺院等の建造物、遺跡等と一体となって、又は伝承若しくは風俗習慣と結びついて当該地域において伝統的、文化的意義を有するもの</li> <li>● 風致又は景観が優れており、当該地域の住民の健全な生活環境を維持するために必要なもの</li> <li>● 動植物の生息地又は生育地として適正に保全する必要がある、当該地域の住民の健全な生活環境を維持するために必要なもの</li> </ul> <p>○行為規制：建築物その他工作物の新築や増築、宅地の造成、木の伐採等を行う際に許可が必要となる</p> <p>○助成等：相続税が山林及び原野については8割評価減となる 固定資産税が最高1/2の評価減となる 土地の買入れを申し出ることができる 管理協定制度を締結することが可能となり、管理負担が軽減される など</p> <p>○実績：1. 39 ha 2地区 (H20.11) 6. 40 ha 7地区 (H31. 3)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>南柏特別緑地保全地区</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>酒井根特別緑地保全地区</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> <div style="text-align: center;">  <p>篠籠田特別緑地保全地区</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>松ヶ崎特別緑地保全地区</p> </div> </div>

名称	内容
緑地保全地域	<p>里地・里山など都市近郊の比較的大規模な緑地において、比較的緩やかな行為の規制により、一定の土地利用との調和を図りながら保全することを目的として「都市緑地法」に基づき、県もしくは指定都市が指定する地域です。</p> <p>○指定要件：次のいずれか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 無秩序な市街化の防止又は公害若しくは災害の防止のため適正に保全する必要があるもの</li> <li>● 地域住民の健全な生活環境を確保するため適正に保全する必要があるもの</li> </ul> <p>○行為規制：建築物その他工作物の新築や増築、宅地の造成、木の伐採等を行う際に届出が必要となる</p> <p>○助成等：管理協定制度を締結することが可能となり、管理負担が軽減される</p>
市民緑地	<p>民有地緑地の保全および利用の促進を図るため「都市緑地法」に基づき、地方公共団体等が土地所有者からの申し出により契約を締結し、地域の人々が利用する緑地として市が設置・管理する地区です。</p> <p>○指定要件：300㎡以上の土地又は人工地盤、建築物その他の工作物</p> <p>○指定期間：5年以上</p> <p>○助成等：契約期間が20年以上等の要件に該当する場合、相続税が2割評価減となる</p> <p>土地を地方公共団体に無償で貸し付けた場合には、土地の固定資産税及び都市計画税が非課税となる</p> <p>○実績：2.91ha 2箇所 (H20.3) 2.42ha 1箇所 (H31.3)</p> <div data-bbox="1011 987 1433 1301" data-label="Image"> </div> <p style="text-align: center;">篠籠田市民緑地</p>
みどりの広場	<p>緑地の保全を図り、広く市民の利用に供することを目的とする緑地として「柏市みどりの広場要領」に基づき、市が指定する区域です。</p> <p>○指定要件：次に掲げる区域</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 保護地区のうち適当な区域</li> <li>● 生活環境が整備された地域に隣接した良好な樹林地区のうち適当な区域</li> </ul> <p>○指定期間：5年以上</p> <p>○助成等：固定資産税・都市計画税が非課税、市による維持管理</p> <p>○実績：5.61ha 11箇所 (H20.3) 2.95ha 8箇所 (H31.3)</p> <div data-bbox="1023 1489 1442 1803" data-label="Image"> </div> <p style="text-align: center;">明原みどりの広場</p>

名称	内容
保護地区	<p>「柏市緑を守り育てる条例」に基づき、市が指定する区域です。</p> <p>○指定要件：次のいずれかに該当し、樹木の集団が健全で、かつその集団が存する土地の面積が700㎡以上であること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 緑が良好な自然景観を形成していること</li> <li>● 緑が歴史的及び文化的遺産と一体となっていること</li> <li>● 都市計画及び生活環境上、緑を保護することが必要と認められること</li> </ul> <p>○指定期間：3年以上</p> <p>○助成等：補助金の交付、固定資産税・都市計画税の課税免除</p> <p>○実績：79.66ha (H20.3) 64.00ha (H31.3)</p>

(重要な樹木に関するもの)

名称	内容
保護樹木	<p>「柏市緑を守り育てる条例」に基づき、市が指定する樹木です。</p> <p>○指定要件：次のいずれかに該当し、かつ健全であること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 1.5mの高さにおける幹の周囲が1m以上であること</li> <li>● 高さが12m以上であること</li> <li>● 株立ちした樹木で、高さが3m以上であること</li> <li>● はん登性樹木で枝葉の面積が30㎡以上であること</li> </ul> <p>○指定期間：3年以上</p> <p>○助成等：補助金の交付</p> <p>○実績：210本 (H20.3) 178本 (H31.3)</p> <div data-bbox="1077 987 1437 1518" data-label="Image"> </div> <p style="text-align: center;">大井の保護樹木</p>
景観重要樹木	<p>地域の良好な都市景観を形成するものとして、「景観法」に基づき市長が指定する樹木です。</p> <p>○指定要件：次のいずれかに該当し、景観形成に重要な役割を持ち、道路等公共の場所から望見されるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 樹容（規模、樹形等）から地域のランドマークとなっているもの</li> <li>● 地域の歴史や文化を感じさせるもの</li> <li>● 多くの市民や住民に親しまれているもの</li> <li>● まちかどなど、アイストップとなる都市景観の形成上重要な位置にあり、地域の良好な景観形成を進めるうえでその保全が求められるもの</li> </ul> <p>○実績：なし (H31.3)</p>



(農地に関するもの)

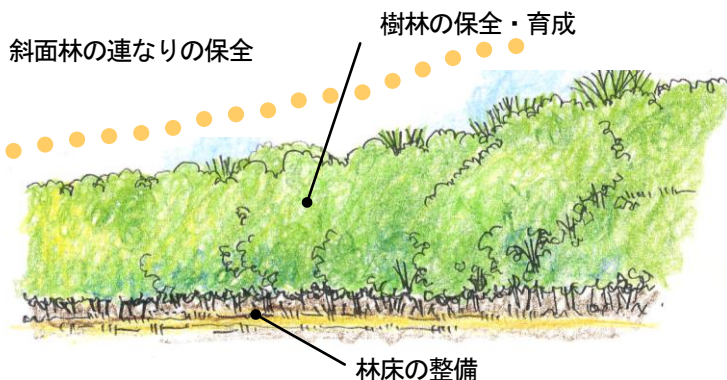
名称	内容
農用地区域	<p>農用地区域は、優良な農地における無秩序な開発を防ぎ一団の農地を保全するために「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき指定する区域です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○指定要件：農業振興地域整備基本方針に基づき、社会的経済的諸条件を考慮して一体として農業の振興を図ることが相当である地域</li> <li>○助成等：相続税等</li> <li>○実績：1,717.59ha (H20. 3)</li> <li>1,717.10ha (H30. 12)</li> </ul>

【法制度等の活用による緑地保全の今後について】

地権者の申し出により保護地区などの解除が可能であったため、これまでは減少傾向にあります  
が、今後は特別緑地保全地区への指定と地上権の組み合わせによる保全を検討していきます。

施策4	斜面林の保全 [継続]
内容	<p>柏を特徴づける要素となっている斜面林について、担保性を向上させる制度の創設を検討していきます。具体的には、一定の基準を満たす斜面林について、制約条件を新たに課すかわりに、維持管理の支援を行うといった（仮称）斜面林保全地区制度や新たな保全条例の検討、近隣市と合同で手賀沼斜面林を保全するネットワークづくりの検討等を行っていきます。</p>

■斜面林の保全イメージ



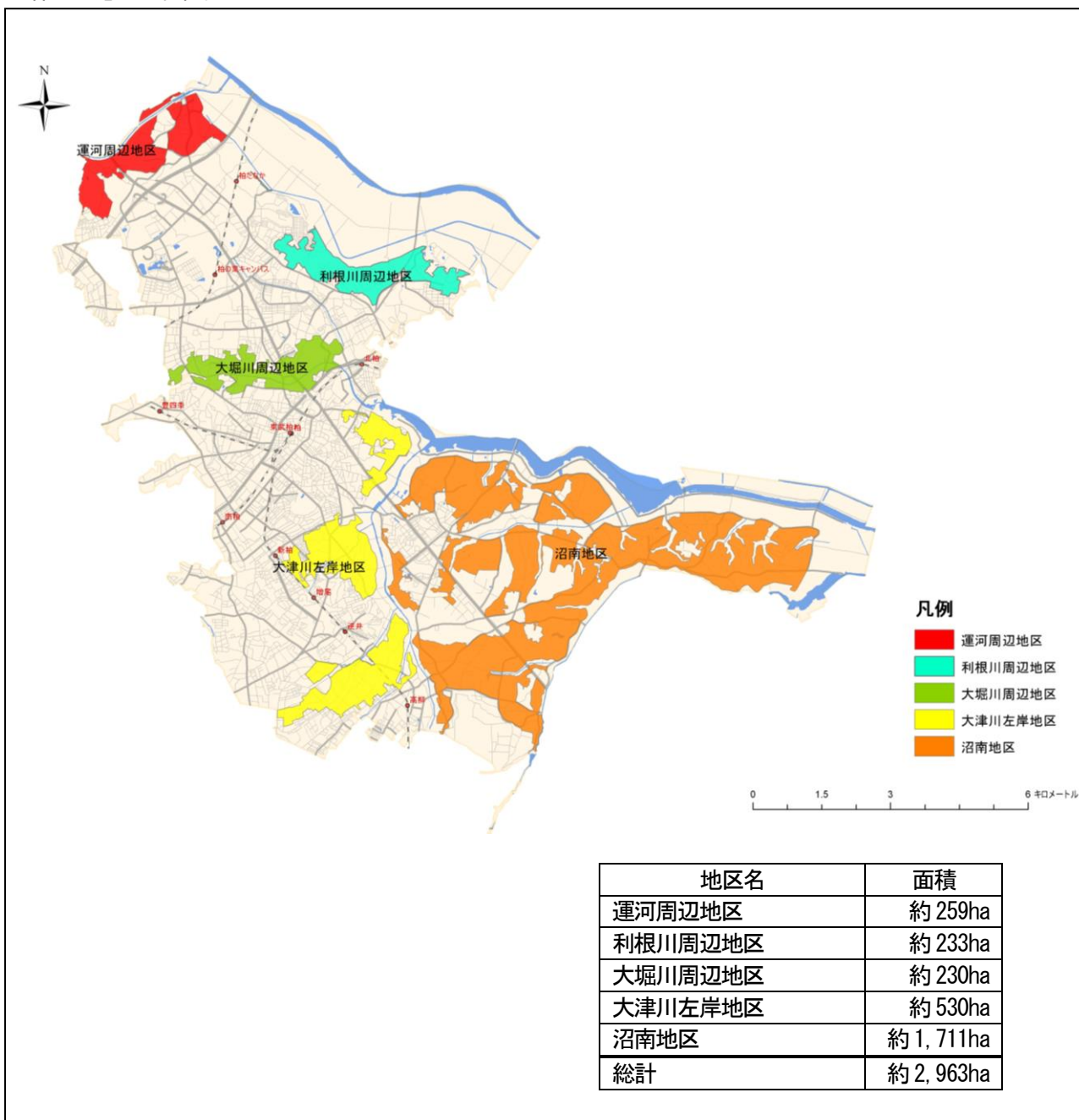
手賀沼と斜面林



手賀沼に沿って連続する斜面林

施策5	保全配慮地区の指定 [継続]
内容	<p>保全配慮地区は、「都市緑地法」の規定に基づき定められた「緑地保全地域、特別緑地保全地区及び生産緑地地区以外の区域であって、重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区」のことで、この地区では、風致景観の保全、自然生態系の保全、都市住民の自然とのふれあいの場の提供等の観点から重要となる自然的環境に富んだ地区等を設定し、様々な手法の組み合わせにより、地区の自然的環境の保全に配慮したきめ細かい施策の展開を検討していきます。</p> <p>柏市では、本計画における緑地評価結果（P145 参照）を踏まえ、保全配慮地区を下図のとおりとします。</p>

■保全配慮地区位置図



●開発等による緑地減少への対策

施策6	重要な緑地減少に対する対策ガイドライン（仮称）の作成 [継続]
内容	重要な緑地が減少することによる自然環境等への影響を緩和するため、ミティゲーション <sup>(*)</sup> の手法を用いて、開発などに対する緑地の保全・復元・創出にかかわるガイドラインの策定を検討します。

【ミティゲーション】建設事業などの人為的行為に伴い自然環境への影響が予想される場合に、回避、低減、代償などによって、自然環境への影響を緩和すること。

●骨格・拠点の緑の保全・再生

施策7	拠点の緑の管理計画の作成 [継続]
内容	拠点の緑は、亜高山帯 <sup>(*)</sup> の植物が多く存在するこんぶくろ池公園やスギやマツが多数を占める手賀の丘公園など、その土地の立地環境や営んできた歴史に応じた様々な特徴を持っています。それぞれの拠点の特徴を活かし、人や生き物にとってより快適な空間となるよう、植生 <sup>(*)</sup> などの管理計画の作成を検討していきます。

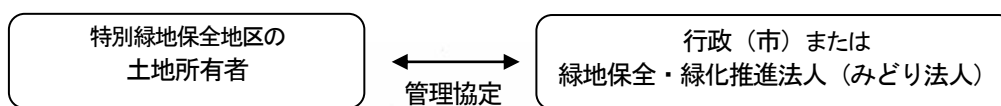
【亜高山帯】山地にみられる植物の垂直分布帯のうち、山地帯と高山帯との間の部分。

【植生】ある場所に生育している植物体の集団。

施策8	管理協定制度の活用 [継続]
内容	管理協定制度は、地方公共団体又は都市緑地法の規定に基づく緑地保全・緑化推進法人（みどり法人） <sup>(*)</sup> が、緑地保全地域や特別緑地保全地区内の緑地について土地所有者との間で緑地の管理のための協定を締結し、当該土地所有者等に代わり緑地の保全及び管理を行う制度です。特別緑地保全地区に指定されている地区について、この制度の活用を検討していきます。

【緑地保全・緑化推進法人（みどり法人）】都市緑地法に位置づけられた制度で、管理協定による緑地の管理主体、市民緑地の設置・管理主体、緑地の買い入れ・管理主体等として、公益法人や特定非営利法人（NPO法人）、その他の非営利法人、都市の緑地の保全及び緑化の推進を図ることを目的とする会社を市長が指定するもの。

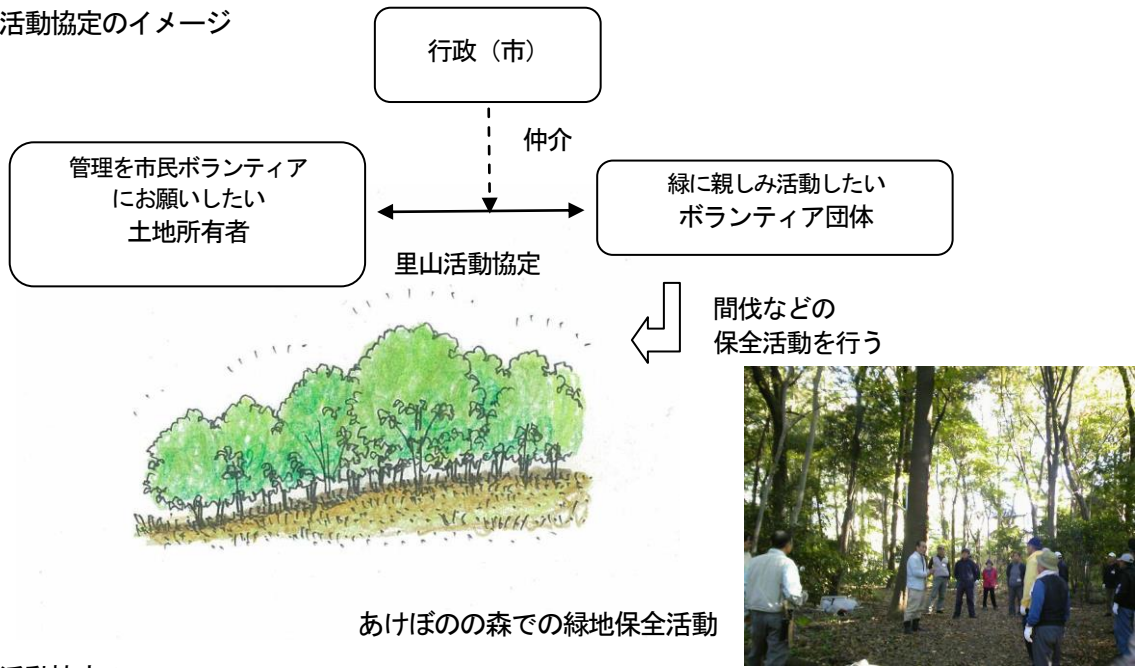
■管理協定のイメージ



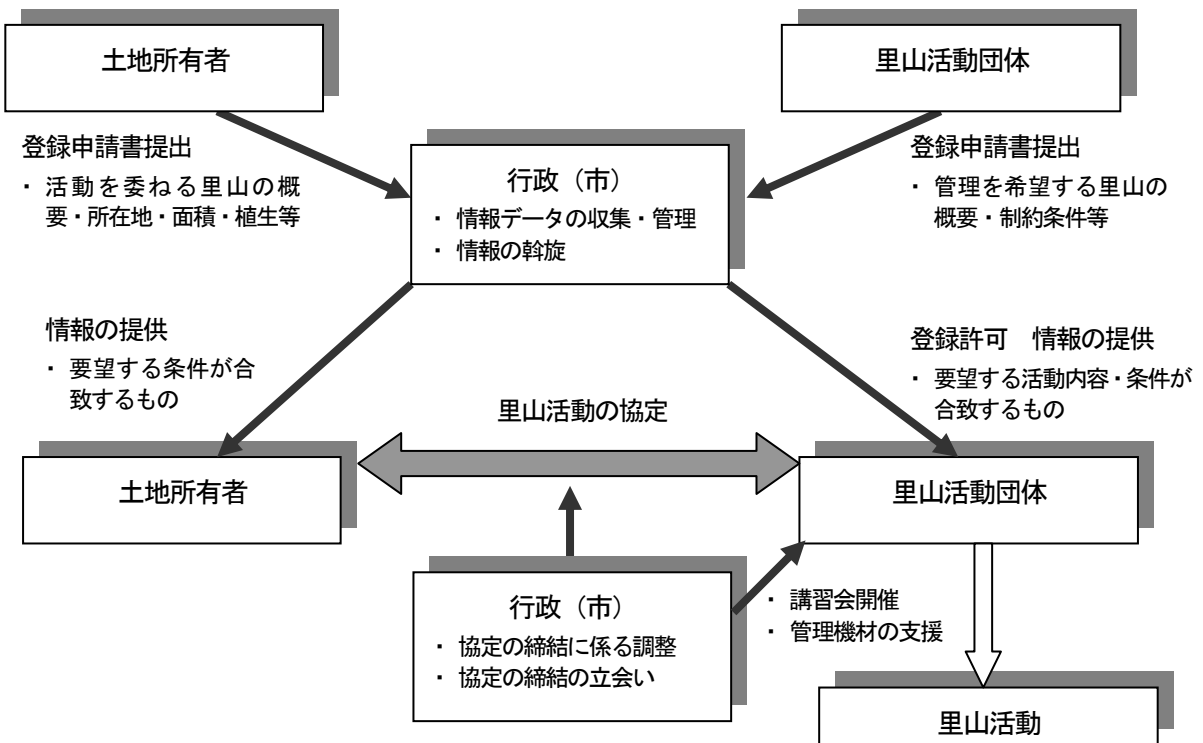
間伐などの  
保全活動を行う

施策9	里山活動協定の締結 [継続]
内容	<p>里山活動協定とは、土地所有者・市民・市が協働で里山の保全・管理・活用を実施することにより、地域の自然環境の保全及び生活環境の向上を図っていくこと目的として創設した、本市独自の協定制度です。今後もこの制度を積極的に運用し、協定の締結に努めます。</p> <p>○指定要件：土地所有者からの申し出があること          ○指定期間：土地所有者とボランティア団体等との話し合いにより決定          ○実績：1箇所 (R1.9月現在)</p>

■里山活動協定のイメージ



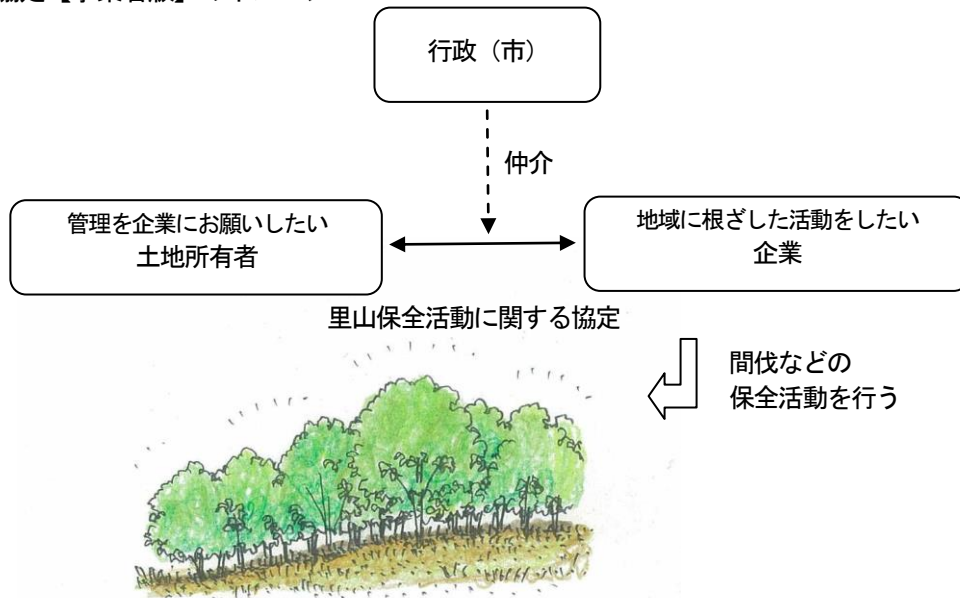
■里山活動協定のフロー





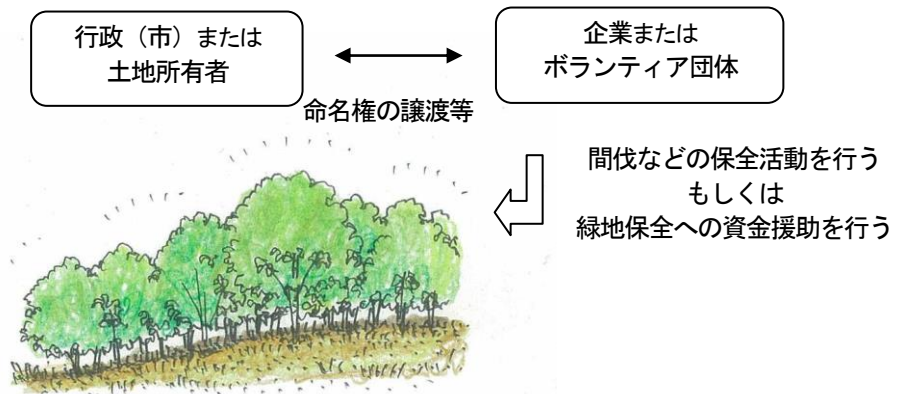
施策10	里山活動協定【事業者版】(仮称)の創設 [継続]
内容	現在運用している里山活動協定制度は、市が土地所有者とボランティア団体の仲立ちを行うものですが、その仕組みを活用して土地所有者と企業の仲立ちを行う制度の創設を検討します。

■里山活動協定【事業者版】のイメージ



施策11	ネーミングライツによる緑地保全 [継続]
内容	ネーミングライツとは、主に施設に対して名称をつけられる権利(命名権)のことです。市と企業またはボランティア団体等がパートナーシップを結び、期限を設けて命名権の譲渡等を行う代わりに、緑地保全活動(植樹・間伐・枝打ち・下草刈り等)の定期的実施や費用負担を行って頂く仕組みの創設を検討します。

■ネーミングライツによる緑地保全のイメージ

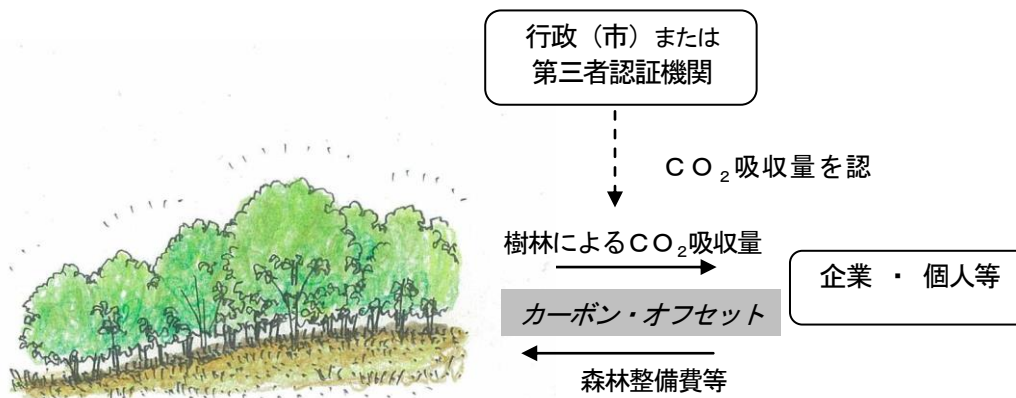




●緑地保全のための資金確保等

施策12	カーボン・オフセットによる緑地保全 [継続]
内容	カーボン・オフセットとは、企業や個人等の活動で排出される二酸化炭素のうち、どうしても削減できない量の全部又は一部を、他の場所での削減・吸収量で埋め合わせをするものです。企業や個人等が排出する二酸化炭素を樹林整備などに資金を提供すること等により、排出した二酸化炭素(=カーボン)を埋め合わせ(=オフセット)する仕組みの創設を検討していきます。

■カーボン・オフセットによる緑地保全のイメージ



施策13	緑地保全のための資金の受け入れ体制の整備 [継続]
内容	現在、市民の方々や団体からの緑地保全を目的とした寄付金は、柏市都市整備基金に積み立てられています。しかしながら、この基金の目的は、まちづくり全般であり、用途が緑地保全に限定されているわけではありません。 このようなことから、緑地保全に目的を特化した基金の創設を検討していきます。

施策14	緑地保全のための新たな財源の確保 [継続]
内容	重要性や規模の面から広域的な役割を担う緑地であっても、現在は財源不足により公有地化を図れない緑地を取得・保全するために、「市民公募債」や「(仮称)緑地保全税」等、緑地の公有地化を目的とした新たな財源の確保策を検討していきます。新たな税は市民の方々に負担を強いることとなり、ただちに施策を進めることが難しいことから、今後の状況に応じて取り組みを検討していきます。

※施策13、14については、平成31年に森林環境譲与税が制定されたため、今後、人材育成・緑地保全などへの活用を検討していきます。

## 基本方針－２ 暮らしの中の身近な緑を守ります

### ◆ 2－1 身近な樹林地・湧水を保全していきます

高度経済成長期以前の柏は、民家の近くに樹林地が広がっていましたが、急速な市街化の進展に伴いその多くが宅地となり、現在では、市街地の中に比較的小規模な樹林地が点在するようになりました。住まいの近くにある樹林地の中には、利活用がなされていないため、ゴミの不法投棄の場となったり、薄暗く危険な場所となっている所も見受けられます。そして市街化に伴い樹林地が減り、コンクリートやアスファルトで覆われた場所が多くなることによって雨水が地下にしみ込みにくくなり、湧水が枯れてしまう場所も出てきています。

樹林地や湧水は人々にうるおいと安らぎの場を提供するだけでなく、動植物にとっても生息空間として重要な場所です。特に、本市に存在する貴重な植物の中には、湧水の恩恵を受けながら生育しているものも多いことから、そのような貴重種を守っていくためにも樹林地や湧水の保全を進めていくことが必要です。

今では薄暗く、危険な場所となっている樹林地でも、適正な方法で木の間伐を行うことによって林が明るくなり、昔からその場所に生育していたたくさんの草花が咲くような林に変わっていきます。また市街化が進んだ場所でも、各住宅に雨水浸透マス等を設置し、雨水を地下に浸透させることによって、湧水量の減少を防ぐことができます。

住まいの近くでうるおいと安らぎの感じられる空間を確保し、動植物の生息環境を守っていくために、状況や時期に応じた公有地化や法制度の活用による担保性の向上に努めます。また、樹林地の管理を市が支援する協定制度の締結や、雨水浸透の促進などにより、樹林地や湧水の保全に取り組んでいきます。



湧水を保全・活用した西町市民植樹の森



マイヅルデンナンショウ



明るい湿地に群生する  
コバギボウシ

■基本方針2-1に関する主な施策

●保全優先度の高い緑地の選定

施策1	緑地保全の優先度評価の実施 [継続]	〈再掲〉→P36参照
内容	緑地保全の優先度について、本計画における緑地評価を加味しながら、緑地の保全に向けて詳細な調査を行い、重要性や開発圧力の面から客観的な指標に基づき評価を実施します。また、評価の高い緑地については公園緑地としての確保（公有地化）や特別緑地保全地区等の指定検討を行い、優先度に応じた施策を展開していきます。	

●緑地の担保性の向上

施策2	公園緑地としての土地の買入れ [継続]	〈再掲〉→P36参照
内容	豊かな自然環境を有する緑地や、歴史的文化遺産を「都市公園法」に基づく都市公園として確保（公有地化）することにより、良好な自然環境や優れた歴史的景観を保全するものです。なお、用地の取得に当たっては、緑地保全の優先度評価の結果や、公共性・緊急性を踏まえたものとしていきます。	

施策3	法制度等の活用による担保性の向上 [継続]	〈再掲〉→P37の表1参照
内容	法制度を活用することによって、緑の担保性の向上を図っていきます。なお、指定に当たっては、緑地保全の優先度評価や公共性・緊急性を踏まえたものとしていきます。	

施策5	保全配慮地区の指定 [継続]	〈再掲〉→P41参照
内容	保全配慮地区は、「都市緑地法」の規定に基づき定められた「緑地保全地域、特別緑地保全地区及び生産緑地地区以外の区域であって、重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区」のことです。風致景観の保全、自然生態系の保全、都市住民の自然とのふれあいの場の提供等の観点から重要となる自然的環境に富んだ地区等を設定し、様々な手法の組み合わせにより地区の自然的環境の保全を図ることが望ましい地区です。 市では、本計画における緑地評価結果（P145参照）を踏まえ、保全配慮地区を指定しています。	

施策15	（一財）柏市みどりの基金による緑地の確保 [継続]	
内容	（一財）柏市みどりの基金は、市民、事業者等の参加と協力を得ながら、緑地の取得・保全や、市内の緑化の推進を図り、快適で、うるおいのある生活にかかせない緑豊かな街づくりを進めていくことを目的として、柏市により平成7年4月に設立された一般財団法人です。 身近な場所にあつて、存在意義が大きい緑地については、（一財）柏市みどりの基金の土地取得基準に基づき、身近な緑の保全のために用地取得を行っています。  ○実績：寺谷ツ緑地、カタクリ緑地、イボ弁天緑地、まちなか緑地、ことりの森緑地、増尾の森緑地 合計2.25ha（H31.3）	



カタクリ群生地



まちなか緑地



ことりの森緑地



増尾の森緑地



## ●開発等による緑地減少への対策

施策6	重要な緑地減少に対する対策ガイドライン（仮称）の作成 [継続] <再掲> →P 4 2 参照
内容	重要な緑地が減少することによる自然環境等への影響を緩和するため、ミティゲーションの手法を用いて、開発などに対する緑地の保全・復元・創出にかかわるガイドラインの策定を検討します。

【ミティゲーション】建設事業などの人為的行為に伴い自然環境への影響が予想される場合に、回避、低減、代償などによって、自然環境への影響を緩和すること。

## ●身近な樹林地の保全・再生

施策16	樹林地管理のための指針作成 [継続]
内容	市民団体などが、樹林地等を管理する際の指針となるガイドラインの作成を検討していきます。作成にあたっては、生物多様性の確保、景観計画との連携等に配慮したものとしていきます。

施策9	里山活動協定の締結 [継続] <再掲> →P 4 3 参照
内容	土地所有者・市民・市が協働で里山の保全・管理・活用を図ることにより、地域の自然環境の保全及び生活環境の向上に資することを目的として創設した、里山活動協定の締結の推進を図っていきます。

## ●緑地保全のための資金確保等

施策12	カーボン・オフセットによる緑地保全 [継続] <再掲> →P 4 5 参照
内容	カーボン・オフセットとは、企業や個人等の活動で排出される二酸化炭素のうち、どうしても削減できない量の全部又は一部を、他の場所での削減・吸収量で埋め合わせをするものです。企業や個人等が排出する二酸化炭素を樹林整備などに資金を提供すること等により、排出した二酸化炭素（＝カーボン）を埋め合わせ（＝オフセット）する仕組みの創設を検討していきます。

施策13	緑地保全のための資金の受け入れ体制の整備 [継続] <再掲> →P 4 5 参照
内容	現在、市民の方々や団体からの緑地保全を目的とした寄付金は、柏市都市整備基金に積み立てられています。しかしながら、この基金の目的は、まちづくり全般であり、用途が緑地保全に限定されているわけではありません。 このようなことから、緑地保全に目的を特化した基金の創設を検討していきます。

施策14	緑地保全のための新たな財源の確保 [継続] <再掲> →P 4 5 参照
内容	重要性や規模の面から広域的な役割を担う緑地であっても、現在は財源不足により公有地化を図れない緑地を取得・保全するために、「市民公募債」や「（仮称）緑地保全税」等、緑地の公有地化を目的とした新たな財源の確保策を検討していきます。新たな税は市民の方々に負担を強いることとなり、ただちに施策を進めることが難しいことから、今後の状況に応じて取り組みを検討していきます。

●湧水の保全

施策17	湧水地の保全 [継続]
内容	<p>湧水地について、涵養地<sup>(*)</sup>を含めて保全していくための方策を検討します。また、名戸ヶ谷湧水ビオトープなど、湧水を活用した水辺空間の保全に努めます。</p> <p>○実績：10箇所 (H20.3) 12箇所 (H31.3)</p>

【涵養地】雨水などが自然に土にしみ込んで保水し、水源となる土地のこと。



戸張湧水



中の橋湧水

施策18	湧水量の確保 [継続]
内容	<p>湧水量を確保していくためには、雨水を積極的に地下へ還す自然の仕組みを回復することが必要です。そのために、樹林地や農地を保全し雨水が浸透しやすい場所を確保していくこと、歩道や駐車場に透水性舗装を用いること、個人住宅に雨水浸透マスを設置すること等を推進し、湧水量の確保に努めます。</p>



雨水の地下浸透に配慮した駐車場  
(リフレッシュプラザ柏)



雨水の地下浸透に配慮した駐車場  
(南部公園)



## ◆ 2-2 身近な農地を保全していきます

本市には、骨格の緑の農地以外にも、多くの農地があります。それらは、新鮮で安全な農作物を供給するだけでなく、季節の変化やうるおいを感じられる風景を形成し、ヒートアイランド現象の緩和や災害時の避難場所となるなど、地域に住む人々が快適で安全な生活を送るうえでも重要な役割を果たしています。

しかし、都市化の進展とともに多くの農地は宅地となり、近年は後継者不足等によって休耕地が増え、季節の変化やうるおいを感じられる風景が失われつつあります。また、宅地の敷地面積の小規模化に伴って広い庭を確保できる住宅が減少し、身近な場所で土や農とふれあうことができる機会が少なくなってきました。

農地の減少を抑制していくために、農地の担保性の向上に努めていきます。そして、休耕地の増加を防ぐために、貸し借り・売買の促進等の休耕地の活用方策について検討を行っていきます。また、地域の新鮮な農産物を身近な場所で手に入れたり、野菜づくりなどを通して生産者との交流ができるよう、市内に多数存在する農地を活かし、農とふれあう機会を創出していくことなどに努めていきます。



身近な農地

■基本方針2-2に関する主な施策

●身近な農地の担保性の向上

施策19	法制度の活用による身近な農地の担保性の向上 [継続]
内容	表2のような法制度を活用することによって、農地の担保性の向上を図っていきます。

■表2 身近な農地に関する法制度

名称	内容
生産緑地地区	<p>農林漁業との調整を図りつつ良好な都市景観の形成に資することを目的として「生産緑地法」に基づき市が指定するものです。</p> <p>将来的には、その一部を都市公園等として整備し、地域住民のレクリエーション活動の場として活用を図ることを検討していきます。</p> <p>○概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●市街化区域内にある農地等であること</li> <li>●面積が一団で500㎡以上で、農林漁業の継続が可能であること ※柏市では、条例により300㎡以上としています。</li> <li>●公共施設等の敷地の用に供する土地として適していること ※柏市では、平成4年11月24日に118.03haを指定しています。</li> </ul> <p>○規制行為：農業等として管理することが義務付けられ、農業等（生産緑地内で生産された農産物等を主たる原材料とする製造・加工、販売、料理の提供を含む）以外の使用はできない。建築・土地の形質の変更は不可</p> <p>○追加指定要件：新規市街化編入時であるか防災協力農地であること</p> <p>○実績：190.4ha 601地区(H20.3) 162.9ha 553地区(H31.3)</p> <p>○助成等：固定資産税（市街化調整区域並み）・相続猶予</p>
防災協力農地	<p>農家が所有する市街地の農地を非常災害時に一時避難場所などとして活用し、市民の安全の確保と円滑な復旧活動を行うために市と協定を締結するものです。</p> <p>○指定要件：所有者からの申出があり、次のすべてを満たすもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●普通畑で、建物が建っていないこと</li> <li>●危険物、浸水やがけくずれ等による二次災害のおそれがないこと</li> <li>●ほぼ整形で、面積3000㎡以上の一団の土地であって、土地に高低差がないこと</li> <li>●農用地以外の道路や水路に分断されていないこと</li> <li>●幅4m以上の道路に接続していること</li> <li>●敷地外周の1/7以上が道路に接しているか、二方向以上の出入り口があること</li> <li>●自作地であること</li> </ul> <p>○実績：8.7ha 15件 (H20.3) 9.9ha 18件 (H31.3)</p> <p>○備考：生産緑地指定可</p>

[新規] 施策 85	特定生産緑地の指定による農地保全の推進
内容	<p>特定生産緑地制度は、所有者等の意向をもとに、市町村が生産緑地を特定生産緑地として指定することで買取申請時期を 10 年延長でき、その間、所有者に従来の税制優遇措置が引き続き適用される制度です。市内の都市農地について将来世代に渡り保全を図るため、農業者の意向等も踏まえながら、制度活用による農地の保全を進めます。</p>

施策 20	農地の流動化の検討 [継続]
内容	<p>優良な農地を保全していくために、休耕地の貸し借りや売買（流動化）を促進し、農地として活用していくための仕組みづくりを行うものです。</p> <p>農業従事者の方々へのアンケート調査等を行い、流動化の可能性のある休耕地の把握や活用方策について検討を行っていきます。</p>

●農とのふれあい

施策 21	農に参加する機会の創出 [継続]
内容	<p>地域の新鮮な農産物を身近な場所で手に入れたり、野菜づくりなどを通して生産者との交流ができるよう、農に参加する機会を創出するものです。</p> <p>市民農園の開設支援、体験農園の確保、農業ボランティアなどの育成や野菜教室の開催などを行っています。</p> <p>○実績：市民農園 3.39ha 3箇所 (H20.3) 体験農園 4.92ha 11箇所 (H31.3)</p>

## 目標Ⅱ 快適に暮らせる緑をつくります

### 基本方針－3 拠点の緑の整備や緑の中心市街地づくりを進めます

施策の方向	施策名（大項目）	番号	施策名	ページ
◆3-1 特徴のある骨格・拠点の緑の整備を進めます	● 水と緑の回廊づくり	施策 22	特徴のある川づくりの実施	56
		施策 23	サイクリングネットワークの整備	56
	● 特徴のある拠点の緑づくり	施策 24	緑の拠点・水辺の拠点の整備	56
		施策 25	民間活力を活かした公園管理	57
		施策 26	パークマネジメントプランの作成	57
		[新規] 施策 86	民間活力による新たな公園整備手法の活用	57
◆3-2 緑豊かな中心市街地づくりを進めます	● 柏の葉地域の国際キャンパスタウンづくり	施策 27	柏の葉地域における緑地ネットワークの保全と強化	59
		施策 28	柏の葉地域における緑豊かな街区の形成	59
		施策 29	農を通じた生活空間の整備	60
		施策 30	柏の葉地域における緑の軸の形成	60
	● 柏駅と駅周辺の緑あふれる空間づくり	施策 31	多様な緑化策の実施	61
		施策 32	立体都市公園の整備	62
		施策 33	市街地再開発事業などとの連携による緑の創出	62
		施策 34	緑豊かな公開空地の誘導	63

### 基本方針－4 愛着の持てる身近な緑のまちづくりを進めます

施策の方向	施策名（大項目）	番号	施策名	ページ
◆4-1 質の高い緑の空間づくりを進めます	● 身近な緑に親しめる空間づくり	施策 35	歩いて行ける身近な緑のオープンスペースの整備	65
		施策 36	特徴のある身近な公園の整備	65
		施策 37	市民のニーズに対応した公園づくり	65
		[新規] 施策 87	地域住民の意向を反映した公園活用の推進	65
		施策 32	立体都市公園の整備	66
		施策 38	民間活力を活かした公園緑地整備の検討	66
		[新規] 施策 88	民間による市民緑地整備のための制度活用	66
		施策 39	防災・防犯やバリアフリーへの配慮	66
		施策 40	公園の再配置計画の作成	67
		施策 41	公園リニューアル計画の作成	67
		施策 42	公園里親（アダプト）制度の推進	67
		施策 43	未利用地を活用した多様なコミュニティガーデンづくり	68
	施策 44	市民参加による郷土の森づくり	68	
	施策 45	都市公園以外のオープンスペースの整備	68	
	● 身近な場所の水と緑の回廊づくり	施策 46	歩道・散策路の整備	69
		施策 23	サイクリングネットワークの整備	70
		施策 47	景観形成ガイドラインと連携した沿道の緑化推進	70
		施策 48	街路樹等の整備	71
		施策 49	「柏市道路緑化管理マニュアル」に基づいた街路樹管理	71

施策の方向	施策名（大項目）	番号	施策名	ページ	
◆4-1 質の高い緑の 空間づくりを 進めます	● 身近な場所の水と 緑の回廊づくり	施策 50	里親（アダプト）制度による市民参加の道づくり	72	
		施策 22	特徴のある川づくりの実施	72	
		施策 27	柏の葉地域における緑地ネットワークの保全と強化	72	
	● 農のあるまちづく り	施策 29	農を通じた生活空間の整備	72	
		施策 51	優良田園住宅	72	
		施策 52	農地を活かした交流拠点づくり	72	
	● 公共性の高い場所 の緑づくり	施策 53	学校の緑化	73	
		施策 54	市役所の緑化	73	
		施策 55	その他の公共施設の緑化	74	
		施策 56	駅前広場等の緑化	74	
	◆4-2 街並みを彩る 多様な緑づく りを誘導・支援 します	● 緑豊かな街並みづ くりの誘導	施策 57	法制度の活用による緑づくり	76
			施策 58	緑化推進重点地区の指定	78
施策 59			緑に関する評価制度の創設	83	
施策 60			緑化基準の見直し	83	
施策 61			緑化ガイドラインの策定	84	
● 緑豊かな街並みづ くりの支援		施策 62	助成制度の実施	85	
		施策 63	オープンガーデンの支援	85	
		施策 43	未利用地を活用した多様なコミュニティガーデンづ くり	85	



## 基本方針－3 拠点の緑の整備や緑の中心市街地づくりを進めます

### ◆3-1 特徴のある骨格・拠点の緑の整備を進めます

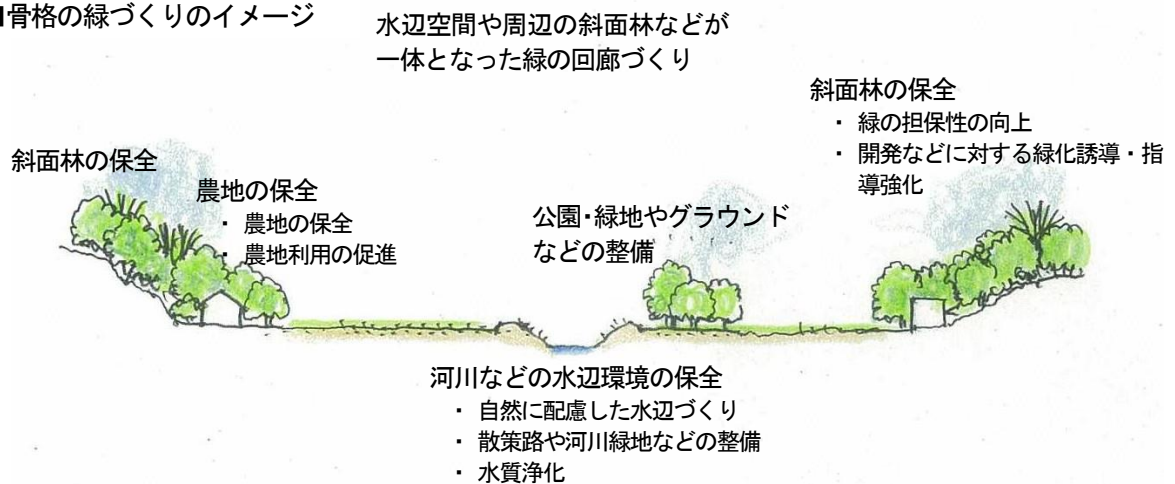
本市は、市街地内を流れ市民の散策路として親しまれている大堀川や、広大な田園風景を有する利根川、近代の歴史的土木遺産である利根運河等、様々な特徴を持った河川を有しています。これらの水辺空間は、人々にうるおいを与えるだけでなく多様な生物の生息、生育の場であるとともに、地域の風土と文化を形成する重要な水の回廊です。

また、拠点の緑（緑の拠点、水辺の拠点）も、それぞれが様々な立地環境や歴史を有しており、期待される機能や役割も、レクリエーションや自然とのふれあい、生態系保全や防災、魅力ある景観の形成など、拠点ごとに異なります。

そのため、骨格や拠点の緑を活用していく際には、場所の特性や求められる機能・役割を踏まえた特徴のある緑地として整備していく必要があります。

このようなことから、骨格・拠点の緑については、地域の自然や歴史・文化などの特性を活かし、テーマ性のある整備・活用を進めていきます。また、拠点の緑を中心としながら周辺の緑との連続性を確保し、骨格の緑や街路樹・サイクリングロード等で結ぶ水と緑の回廊づくりに努めていきます。

#### ■骨格の緑づくりのイメージ



柏ふるさと公園

■基本方針3-1に関する主な施策

●水と緑の回廊づくり

施策22	特徴のある川づくりの実施 [継続]
内容	本市は、様々な特徴を持った大小の河川を有しています。これらの河川や周辺の水辺は、レクリエーションや動植物の生息・生育の場として重要な空間であるとともに、うるおいのある景観の形成に役立っています。このため、それぞれの水辺空間に求められる役割を踏まえて、地域の憩いの場としての整備、多自然川づくりや植栽による修景など、特徴のある川づくりを進めていきます。なお、利根運河については「利根運河エコパーク構想 <sup>(*)</sup> 」の実現に向けた取り組みを進めるものとします。

【利根運河エコパーク構想】多様な動植物が生息する豊かな自然環境、自然生態系がもたらす様々な効果や利根運河の歴史を地域の資源として守り、活用していくことによって、自然と賑わいと活気のある美しい運河空間の実現を目指すもの。

施策23	サイクリングネットワークの整備 [継続]
内容	利根川・利根運河の堤防や大堀川リバーサイドパーク、手賀沼自然ふれあい緑道等の既存のサイクリング道路などを活用して、拠点の緑や文化財、鉄道駅・大学・スポーツ施設等を結ぶサイクリングネットワークづくりを検討します。

●特徴のある拠点の緑づくり

施策24	緑の拠点・水辺の拠点の整備 [継続]
内容	公園・緑地として整備していく拠点の緑は、その立地環境や営んできた歴史に応じた様々な特徴を有しています。また、求められる機能や役割もそれぞれの拠点により異なります。このため、拠点の緑となる公園・緑地は、それぞれの特徴を活かし期待される機能・役割を十分踏まえて整備していきます。

■特徴を活かした緑の整備

名称		整備の内容
防災配慮型	大堀川防災レクリエーション公園	地域のレクリエーション活動の場や災害時の防災活動拠点となる公園の整備
	中原ふれあい防災公園	地域におけるレクリエーションの場となる防災公園としての活用と隣接林の保全
レクリエーション型	柏リフレッシュ公園	コミュニティ施設や健康運動広場、里山体感ゾーン、樹林観察ゾーンなどを備えた公園の整備
	柏の葉公園	広域公園の整備と緑の情報発信拠点としての活用
	利根健康広場	憩いの場となる緑地の整備
生物多様性配慮型	こんぶくろ池公園	湧水、湿生環境と周辺樹林を保全・活用した公園の整備
	酒井根下田の森	樹林地の担保性の向上と、自然と人がふれあえる里としての活用
歴史型	旧吉田家住宅歴史公園	市の歴史や文化を伝える旧吉田家住宅を核とした公園の整備
	船戸古墳群	古墳などの歴史的資源や斜面林・湧水などの自然を保全した緑地の整備
	増尾城址総合公園	城址と既存の樹林・湧水などを保全し、豊かな自然の中で様々な利用が図れる公園の整備
	南柏特別緑地保全地区	野馬土手と周辺の緑を活かした緑地の整備



こんぶくろ池公園



酒井根下田の森



中原ふれあい防災公園



旧吉田家住宅歴史公園

<b>施策25 民間活力を活かした公園管理 [継続]</b>	
内容	現在活用している指定管理者制度による公園管理を促進するとともに、PFI手法 <sup>(*)</sup> や民間事業者による公園施設の設置許可(都市公園法第5条)制度の活用、ネーミングライツの導入などを検討していきます。

【PFI手法】公共が提供してきたサービスや施設建設・運営などについて、民間の資金や経営能力、技術などを活用し、民間が主体となって事業を進めていく手法。

<b>施策26 パークマネジメントプランの作成 [継続]</b>	
内容	パークマネジメントとは、公園利用者の満足度を高めるために、経営視点に立って効果的・効率的に公園の管理運営を実施し、継続的に改善を行っていくことです。 公園利用者の満足度が高い拠点の緑づくりのために、パークマネジメントプランの作成を検討します。

<b>[新規] 施策86 民間活力による新たな公園整備手法の活用</b>	
内容	持続可能な施設整備・更新とともに都市公園の魅力向上を図っていくため、新たな都市公園整備手法(公募設置管理制度: Park-PFI)を活用し、民間資金の活用を進めます。



### ◆3-2 緑豊かな中心市街地づくりを進めます

柏駅周辺の市街地と柏の葉キャンパス駅周辺とは、本市の顔となる中心市街地です。

柏駅を中心とした市街地は、まとまった緑が少ないことから、緑の空間を求める市民の声が多い場所です。さらに、近年は柏駅一帯においてヒートアイランド現象が顕著となっており、本市の顔にふさわしい景観形成や人々の憩いの空間の確保、快適な都市環境づくりのために緑を積極的に創出することが求められています。

一方、柏の葉地域では、「公民学の連携による国際学術研究都市、優れた自然と共生し、健康で質の高いデザインの居住・就業環境が実現された、持続性の高い次世代の環境都市（＝柏の葉国際キャンパスタウン）」をコンセプトに新たなまちづくりが進められています。そして、環境と共生する田園都市を目標の一つとして掲げ、持続可能な緑の空間整備や公民学の連携・協働による緑創出の取り組みが始まっています。

環境に配慮した緑豊かな中心市街地づくりを進め、本市の顔として誇れる空間としていくために、柏駅周辺の市街地では、屋上緑化や壁面緑化・人工地盤緑化など多様な緑化手法の活用による緑の創出や、市民との協働による緑化策の実施、再開発事業と連携した緑の空間確保等に努めています。

また、柏の葉地域においては、国際キャンパスタウン構想に基づく計画的な緑空間の創出や、既存の緑地を骨格の緑や道等でつなぐ緑地ネットワークの保全と強化、現況の緑被率を極力維持していく誘導策・支援策づくりに努め、公民学の連携・協働による緑の創出をさらに推進していきます。



葉山十余二線の街路樹



江戸川台船戸線の街路樹



東京大学柏キャンパス



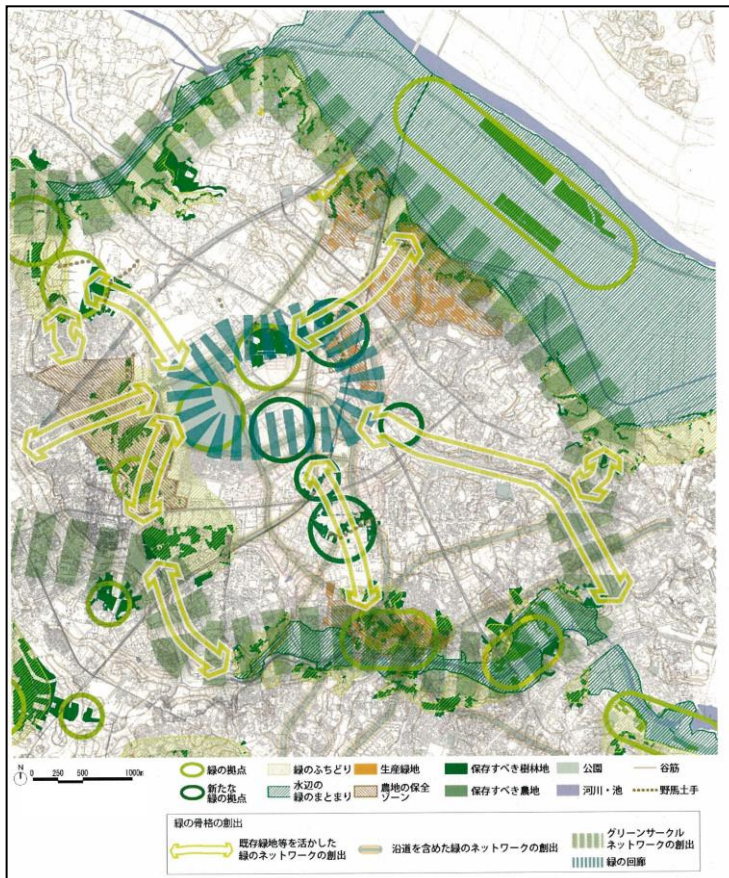
アミュゼ柏の屋上緑化



■基本方針3-2に関する主な施策

●柏の葉地域の国際キャンパスタウンづくり

施策27 柏の葉地域における緑地ネットワークの保全と強化 [継続]	
内容	柏の葉地域は、周辺を利根川・利根運河、大堀川といった骨格の緑や斜面樹林に囲まれており、地域内にはまとまった樹林地や農地等を有しています。これらの豊かな緑地資源を活かしながら、道路やその沿道などで緑のつながりの強化を図り、柏の葉地域の現況の緑被率45%を極力保ち、将来にわたって緑被率40%を持続させていくことに努めていきます。



■緑被率約45%柏の葉の緑（上）と緑のネットワーク（右）  
 （「柏の葉国際キャンパスタウン構想」  
 (H20. 3) より）

施策28 柏の葉地域における緑豊かな街区の形成 [継続]	
内容	緑の保全と街路樹や、公園緑地、開発地内の緑地の創出などによって、エリア内の緑の骨格となる空間の形成を図り、キャンパスのように緑があふれる都市空間づくりを進めます。エリア内において、緑被率40%の維持を実現していくために、街区内において25%の緑化を進める誘導・支援策について検討していきます。



柏の葉 T-SITE の緑



葉山十余二線の街路樹



施策29	農を通じた生活空間の整備 [継続]
内容	<p>農や食の文化を育む空間と生活を充実させ、居住者の地域意識が芽生えるよう、アグリビレッジなどを整備し、柏の葉地域の資源である豊かな農地や、作物を有効活用した生活・交流空間を創設するものです。</p> <p>菜園付住宅や菜園付マンションの整備など、生活の中で農を感じる住宅環境整備や、クラブハウスや地産地消レストラン、直売所などの交流空間の創設について検討していきます。</p>

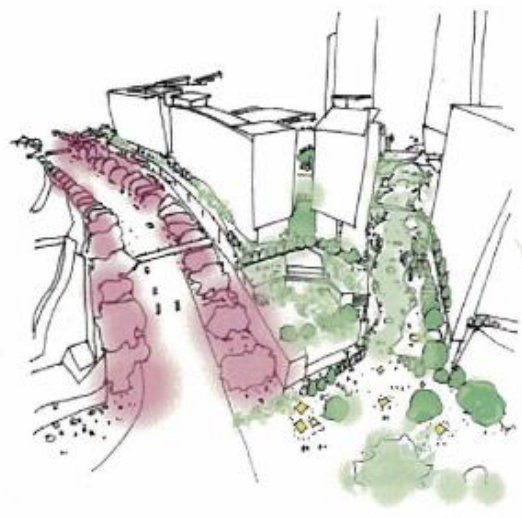


農地を活用した農業体験農園



こども収穫体験

施策30	柏の葉地域における緑の軸の形成 [継続]
内容	<p>こんぶくろ池公園と北部中央地区の大学や公共施設（小中学校・近隣公園）を、キャンパスタウンの象徴となる「学園の道」と、環境健康都市を象徴する「緑園の道」で結び、緑豊かで快適な都市空間の形成を図るものです。</p> <p>統一されたテーマに沿って、沿道の緑化を誘導・推進し、地域に開かれた緑豊かな空間の確保に取り組んでいきます。</p>



桜並木と緑園の道のイメージ

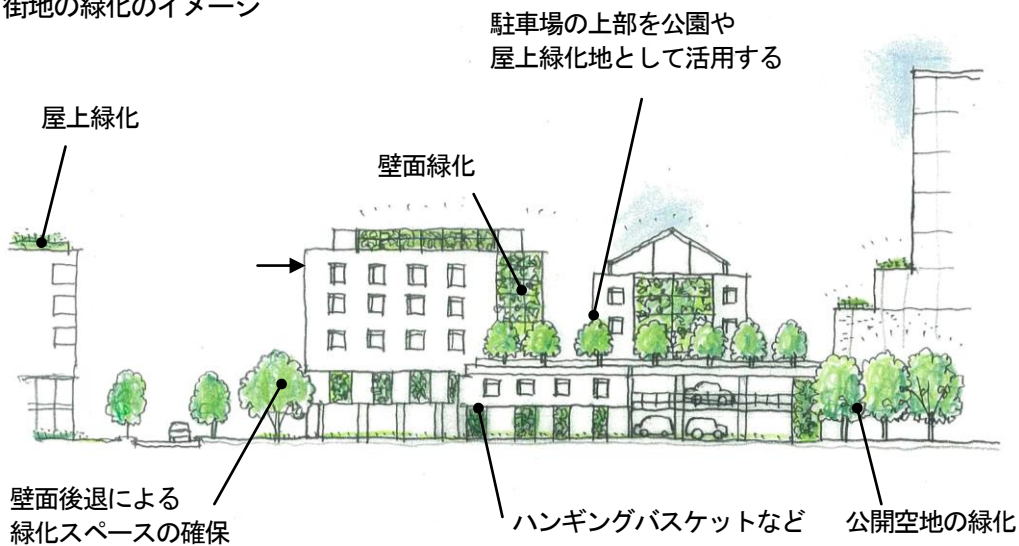
■緑園の道の位置（「柏の葉国際キャンパスタウン構想」(H20. 3) より）

● 柏駅と駅周辺の緑あふれる空間づくり

<p>施策3 1</p>	<p>多様な緑化策の実施 [継続]</p>
<p>内容</p>	<p>市街化された場所においては、人の目に映る緑の量の割合（緑視率）を高めることによって、うるおいや安らぎのある空間をつくり出すことができます。（※）                  駅周辺など、地上に緑を植えるスペースがなく、緑地の確保が困難な場所においては、ハンギングバスケットや壁面緑化、立体花壇等の様々な緑化策を用いて緑視率の向上に努め、快適な都市環境の形成を図っていきます。特に柏駅前のダブルデッキは、街並み形成や市民交流の核として重要な役割を果たしていることから、まちにうるおいや彩りを与える空間として、市民との協働により緑を実感できる空間づくりに努めます。</p>

参考 (※) 平成16年 国土交通省による都市の緑量と心理的効果の相関関係の社会実験結果より

■ 中心市街地の緑化のイメージ



アミューゼ柏の屋上緑化



商業施設のエントランスの緑化



ハンギングバスケット

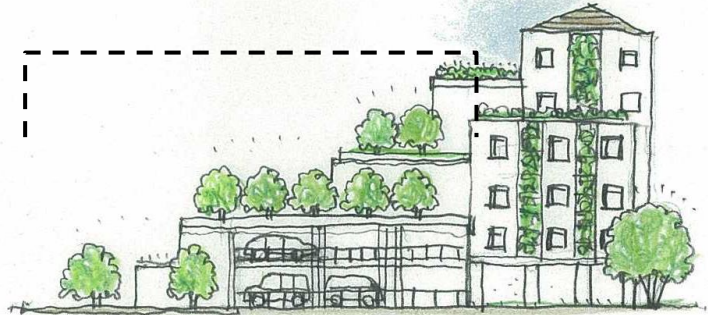
第2章  
緑の推進施策—つくる



施策32	立体都市公園の整備 [継続]
内容	用地確保が困難な地域などにおいて、建築物・人工地盤の上部の活用や、都市公園の地下利用など、土地の立体的な活用によって公園整備を行うものです。今後、このような都市公園の整備を検討していきます。

■立体都市公園のイメージ

駐車場や建築物の上を  
都市公園として活用する

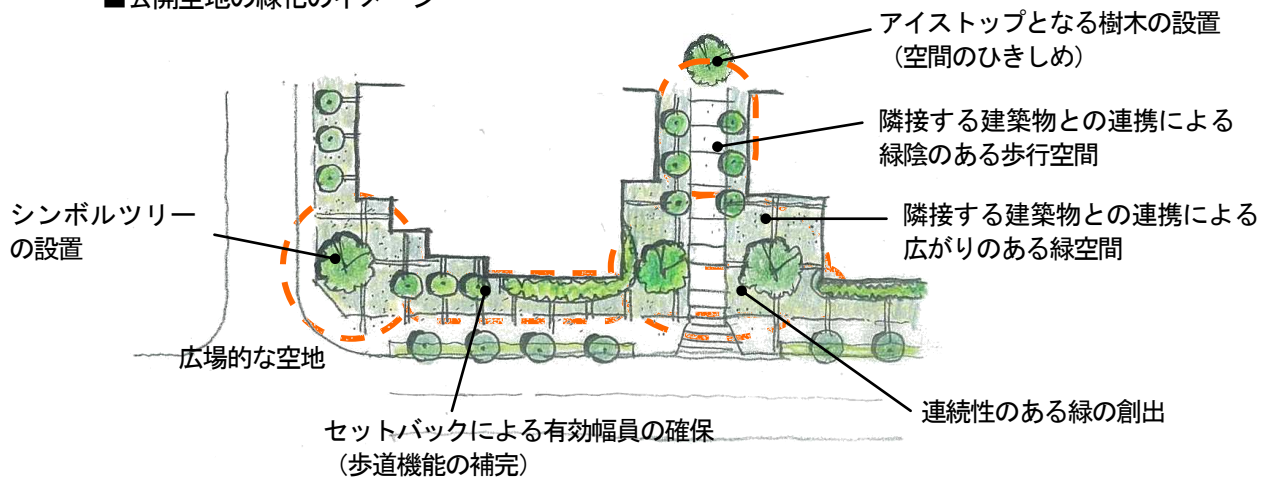


施策33	市街地再開発事業などとの連携による緑の創出 [継続]
内容	<p>中心市街地において進められている市街地再開発事業などにあわせて、公開空地の緑化推進、地区計画制度の活用、景観計画との連携による緑化誘導、その他緑の創出に関する法制度等（P76～78参照）の活用、屋上緑化等の緑化助成制度の創設検討などによって、緑の創出に努めます。</p> <p>※市民緑地認定制度が適用された市民緑地において所定の要件を満たす場合は、施設整備費用に係る支援措置（社会資本整備総合交付金）が受けられます。</p>



施策34	緑豊かな公開空地の誘導 [継続]
内容	<p>公開空地とは、事業者が計画する建築物の敷地内に設ける、一般に開放され自由に利用や通行ができるオープンスペースのことです。公開空地を設けることにより、事業者は建築基準法の規定に基づき容積率や高さ制限の緩和を受けることができます（総合設計制度）。</p> <p>公開空地の設置誘導を推進するとともに、周辺の緑との連続性に配慮し、人々にとって快適な緑空間となるように緑化の基準づくりを検討していきます。</p>

■公開空地の緑化のイメージ



公開空地の緑化

## 基本方針－４ 愛着の持てる身近な緑のまちづくりを進めます

### ◆４－１ 質の高い緑の空間づくりを進めます

本市では、昭和27年に柏公園が誕生して以来、約55年にわたり大小さまざまな公園の整備を進めてきました。現在では、市民一人当たり5.90㎡、市域の約251haが都市公園として整備され（H31.3現在）、自然とのふれあい・文化活動・レクリエーション活動・健康づくりなどの多様な活動の場として、子供からお年寄りまで幅広い年齢層に利用されています。しかしながら、全国平均10.5㎡/人（H30.3現在）や、千葉県の市町村平均値6.9㎡/人（H30.3現在）と比較すると十分な整備量とはいえません。また、公園等の公共のオープンスペースが不足している一方、宅地として造成されたにもかかわらず、建物が建築されずにそのままになっている土地や、家の取り壊し跡地等（未利用地）は増えつづけています。

さらに、時代の移り変わりとともに、公園を利用する周辺住民の家族構成・年齢構成が変化したことから、特に小規模な公園において、ほとんど利用されていない公園も見受けられるようになってきました。

今後、高齢化が進展していくに当たり、日常的に利用できる身近な健康づくりの場が、ますます必要になると考えられます。また、近隣住民同士のつきあいが昔に比べ希薄になった現在において、公園づくりや未利用地を活かしたコミュニティガーデンづくりが、地域コミュニティの活性化・再生を図っていく活動として期待されています。

このような状況を踏まえて、人々が日常的に利用できる質の高い身近な公園やコミュニティガーデン等の緑のオープンスペースを、歩いて行ける範囲内に確保していくことに努めていきます。そして緑のオープンスペースづくりを通じて地域コミュニティの再生・活性化が図れるよう、市民参加による特徴のある公園づくりや、コミュニティガーデンに対する支援体制の構築を検討します。また、道路や河川、学校等の公共公益施設が、質の高い緑の空間となるような取り組みや、農地を利用した緑の空間・交流の場の確保を推進し、これらの水と緑を、歩道や散策路、サイクリングネットワーク等によりつなぐ、身近な場所の水と緑の回廊づくりを進めていきます。



柏の葉こかげ公園



松ヶ崎中央公園

■基本方針4-1に関する主な施策

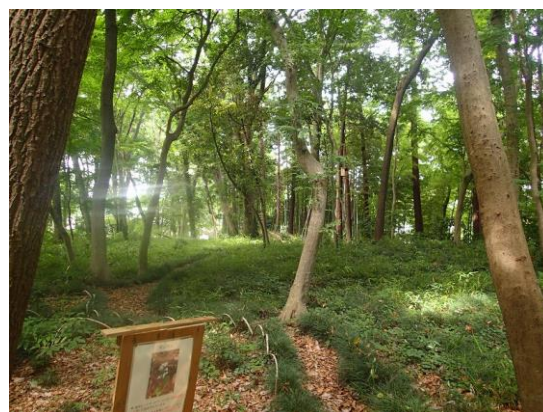
●身近な緑に親しめる空間づくり

施策35	歩いて行ける身近な緑のオープンスペースの整備 [継続]
内容	公園は、レクリエーションや地域の交流の場、さらには防災の拠点として重要な空間です。地域の核となる公園を、子どもや高齢者でも歩いて行ける範囲(250m以内)に確保していくことに努めます。公園が不足している地域においては、生産緑地の買取申請時に、市の公園整備方針に基づき、公園用地として買取りを行う検討をします。また、公園整備が困難な地域においては、未利用地の活用を図り、特に柏駅周辺などの都市公園が不足する地域においては、市民緑地設置管理計画の認定(都市緑地法)を行うとともに、必要な場合は該当地において緑地保全・緑化推進法人(みどり法人)による園路や広場、植栽の整備等も行うことで、緑のオープンスペースの確保とその活用に取り組んでいきます。

施策36	特徴のある身近な公園の整備 [継続]
内容	地域の人々に親しまれ、愛される公園となるよう、原っぱ型、雑木林活用型(こんぶくろ池公園)、ビオトープ型、花壇型、史跡活用型(きつね山歴史公園)などの特徴のある公園づくりを進めます。



こんぶくろ池公園



きつね山歴史公園

施策37	市民のニーズに対応した公園づくり [継続]
内容	公園の主な利用者である近隣居住者の特性を把握した公園整備や、イベントやワークショップ等を通じた市民参加の公園づくりを行っていくものです。 公園の整備・再整備に当たって公共施設としての公平性を基本としながら、イベントやワークショップ等を通して公園の問題点や課題・要望を共有し、継続的な市民活動や、地域コミュニティの活性化に結びつく市民参加型の公園づくりを検討していきます。また、公園における禁止事項を極力なくした「プレーパーク(冒険遊び場)」づくりが本市でも始まっています。このような、子どもが主体となって思い切り遊ぶことで生きる力をつけていく場の提供や支援制度について検討していきます。

[新規] 施策87	地域住民の意向を反映した公園活用の推進
内容	ボール遊びやバーベキュー等、公園の活用にあたり地域住民のニーズを踏まえたルールづくりを行うことで、公園の一層の活用が進むことが期待されます。このような公園活用のための協議会の設置を支援するための方法等の検討を進めます。



施策32	立体都市公園の整備 [継続]	〈再掲〉→P62参照
内容	立体都市公園は、用地確保が困難な地域などにおいて、建築物・人工地盤の上部の活用や、都市公園の地下利用など、土地の立体的な活用によって公園整備を行うものです。今後、このような都市公園の整備を検討します。	

■立体都市公園のイメージ



(仮称) 高柳駅西側地区1号街区公園

施策38	民間活力を活かした公園緑地整備の検討 [継続]
内容	公園緑地の整備を促進させるために、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した、PFI手法や、民間事業者による公園施設の設置許可(都市公園法第5条)、市民緑地認定制度(都市緑地法第60条)の活用などの事業手法を検討します。

[新規] 施策88	民間による市民緑地整備のための制度活用
内容	公園整備が困難な地域では、未利用地の活用を図り、特に柏駅周辺などの都市公園が不足する地域においては、市民緑地設置管理計画の認定(都市緑地法第60条)を行うとともに、必要な場合は該当地において緑地保全・緑化推進法人(みどり法人)による園路や広場、植栽の整備等も行うことで、緑のオープンスペースの確保とその活用を進めます。

施策39	防災・防犯やバリアフリーへの配慮 [継続]
内容	公園を利用するすべての人々が安心・安全に利用でき、防災時には避難場所として利用できるようにするために、それぞれの公園の特徴を損なうことのないようにしながら、新たな公園や再整備にあわせて防災・防犯面向上、バリアフリー化への配慮を行うものです。 防犯面では「柏市公共空間防犯環境整備基準」に基づき、またバリアフリーについては「移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準」に基づき、安心安全な公園づくりを目指していきます。

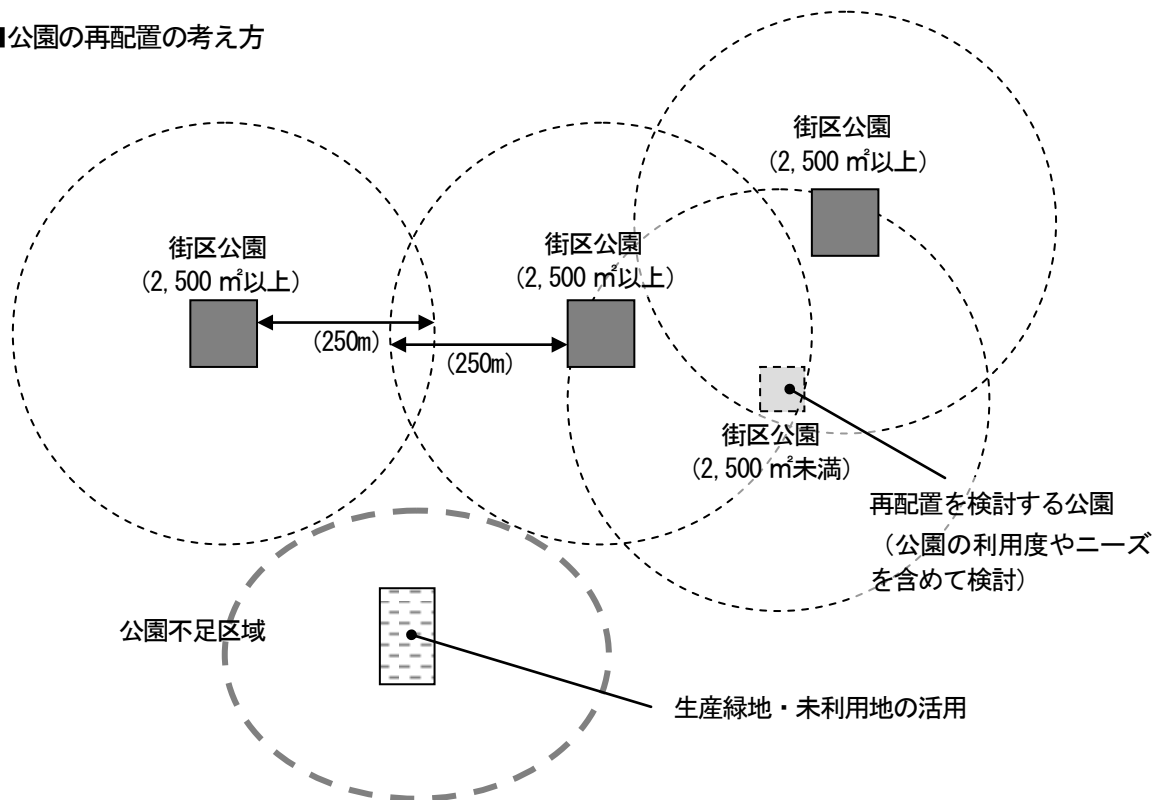


災害時にかまどとなるベンチ(左)と備蓄倉庫、防災井戸(右)(中原ふれあい防災公園)



施策40	公園の再配置計画の作成 [継続]
内容	公園が不足し、整備が必要な地域が存在する一方、開発行為に伴う小規模な公園が多数設置されている地域があるなど、市内の公園は適正に配置されているとはいえません。このような公園の偏りを解消するために、公園の再配置を検討します。すべての地域で公園の恩恵を受けることができ、人々に親しまれる公園となるよう、再配置計画の策定を検討していきます

■公園の再配置の考え方



施策41	公園リニューアル計画の作成 [継続]
内容	開設後の年数が経過し、周辺の住民の利用実態にあわなくなった公園について、リニューアル計画の作成を検討します。

施策42	公園里親（アダプト）制度の推進 [継続]
内容	<p>アダプトとは「養子」という意味で、市民の皆さんが「市内の公共施設（公園や道路）の里親」となり愛情を持ってお世話して頂くボランティア活動のことです。</p> <p>市民のグループや企業のみなさんが協働して快適な環境づくりと環境美化に対する啓発・促進を図りながら、地域ごとに特色のある公園づくりを推進していくことを目的として、柏市公園里親制度を実施していきます。</p>
→パターン1参照（P111）	

施策4 3	未利用地を活用した多様なコミュニティガーデンづくり [継続]
内容	<p>コミュニティガーデンは、地域の住民の方々为主体となって企画・設置・運営等を行い、つくり出す地域の「庭」であり、使われていない土地（未利用地等）を、みなさんが楽しみながら花や緑を育て、地域の憩いと交流の場に変えていくものです。</p> <p>市内には、南部地域をはじめとした既成市街地内に未利用地が多く存在しています。これらの未利用地を、暫定的に、様々な利用ができるコミュニティガーデンとして活用していくための支援や情報提供等を行う仕組みづくりを検討していきます。</p>

■未利用地を活用したコミュニティガーデンづくりのイメージ



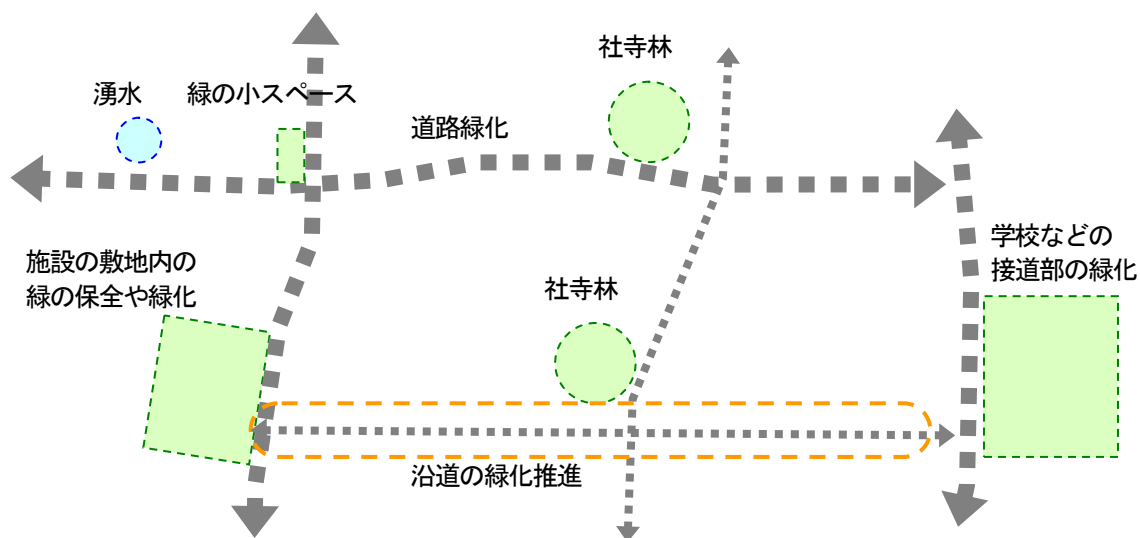
施策4 4	市民参加による郷土の森づくり [継続]
内容	<p>土地所有者の協力のもと、市民参加で木を植樹し、新たな森を創出するものです。</p> <p>植樹に当たっては、地域に根ざした郷土種を選定し、次世代につなぐ郷土の森として地域ぐるみで育てていくことを検討します。</p>

施策4 5	都市公園以外のオープンスペースの整備 [継続]
内容	<p>都市公園に準じた機能を持つ子供の遊び場、運動場・運動広場などのオープンスペースについては、都市公園を補完するように整備・活用します。また、生き物の生息に配慮した調整池や多目的利用が可能な調整池の整備、野馬土手などの史跡等を活用したオープンスペースの整備などに努めます。</p>

●身近な場所の水と緑の回廊づくり

施策46	歩道・散策路の整備 [継続]
内容	公園・文化財・社寺林・河川等の地域資源を安全で快適に巡ることができる歩道や散策路の整備を行い、身近な場所の水と緑の回廊づくりに努めます。

■身近な緑のネットワークのイメージ



第2章  
緑の推進施策について



社寺の緑 (柏神社)

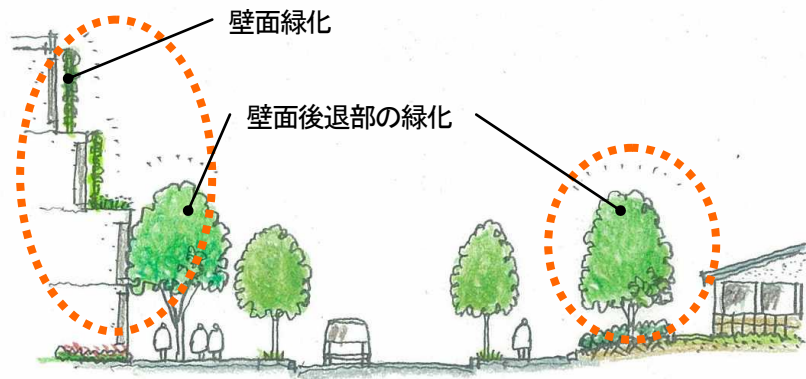


緑の小スペース

施策23	サイクリングネットワークの整備 [継続]	〈再掲〉→P56参照
内容	利根川・利根運河の堤防や大堀川リバーサイドパーク、手賀沼自然ふれあい緑道等の既存のサイクリング道路などを活用して、拠点の緑や文化財、鉄道駅・大学・スポーツ施設等を結ぶサイクリングネットワークづくりを検討します。	

施策47	景観形成ガイドラインと連携した沿道の緑化推進 [継続]
内容	緑と調和した質の高い街並みを形成していくため、沿道の住宅等の生垣設置や壁面後退による緑空間の創出等を誘導していくものです。 「柏市景観計画」における地域別景観形成ガイドラインと連携を図りながら、沿道の住宅等の質の高い良好な緑化誘導に努めていきます。

■沿道の緑化の誘導のイメージ

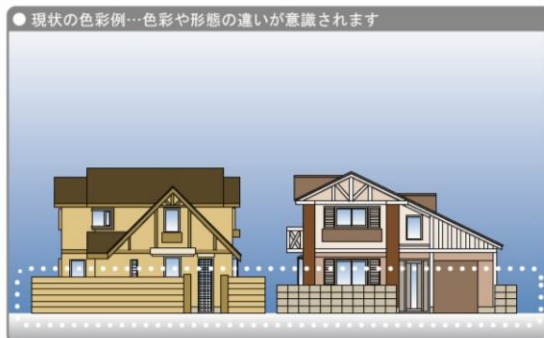


■緑を活かした街並み景観づくりのイメージ（「柏市景観計画」(H31.2) より）

●色を選ぶときのポイント2…ガーデニングの緑でまち並みをつなごう

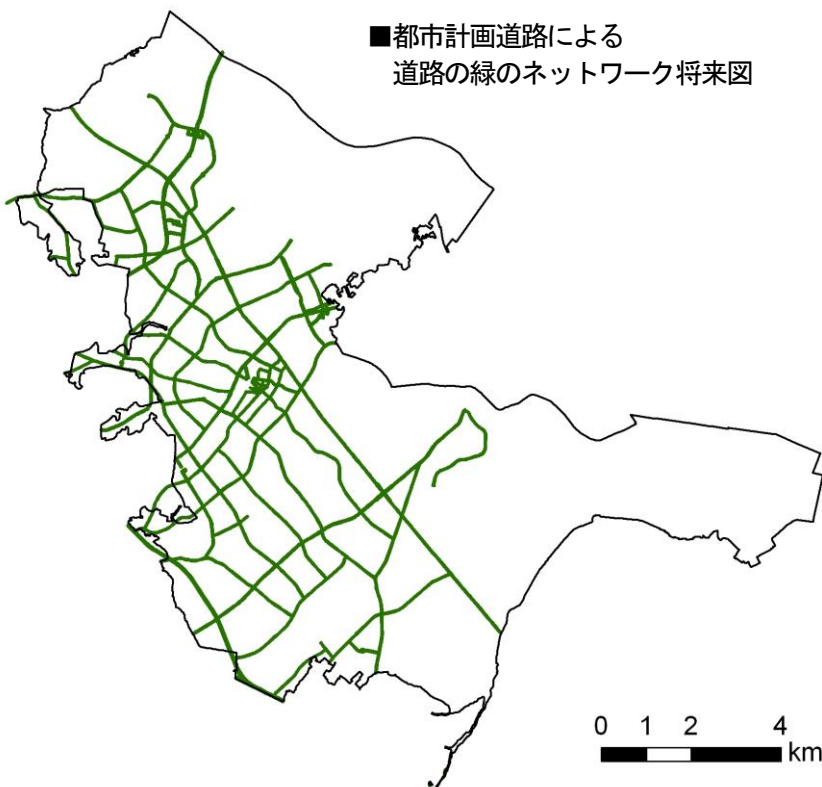
緑の少ない住宅地では、うるおいが感じられないばかりでなく、建物の外装色や形態などの違いが強調されてしまいます。

外構に豊かな植栽を採り入れることによって、植物の生きた緑という共通色でまち並みに連続性をもたせることができます。建物の前面に豊かな植栽があれば、色や形の違いは意識されにくくなります。





施策48	街路樹等の整備 [継続]
内容	<p>街路樹は、日常において緑を感じられる貴重な緑の資源です。柏の葉公園に隣接するケヤキ並木のように、極力剪定をせず、自然のままの状態で枝葉を広げた街路樹は、夏には緑陰をつくり、人々に快適な歩行空間を提供しています。また、樹種によっては春に花を咲かせ、秋には紅葉をして街並みを情緒豊かに演出するなど、まちに彩りを与える存在です。さらにヒートアイランド現象の緩和や街並みを統一して沿道の景観を向上させる役割も果たしています。</p> <p>整備に当たっては、道路幅員や植栽スペース等を考慮しながら、「柏市道路緑化基本計画」に基づく樹種選定・路線選定等を行っていきます。</p> <p>また、常磐道自動車道の植樹帯やインターチェンジ周辺の緑地は、柏市北部地域において貴重な緑の回廊を形成していることから、東日本高速道路株式会社（NEXCO）と連携した緑地の維持に努めていきます。</p>



松葉町のケヤキの街路樹



向中原山越線の街路樹



葉山十余二線の街路樹



常磐自動車道の植樹帯

施策49	「柏市道路緑化管理マニュアル」に基づいた街路樹管理 [継続]
内容	<p>街路樹周辺居住者の理解のもとに、「柏市道路緑化管理マニュアル」に基づき、街路樹等の管理を行います。なお、樹種に応じたより適正な街路樹管理を進めていくため、「柏市道路緑化管理マニュアル」の見直しを検討します。</p>

施策50	里親（アダプト）制度による市民参加の道づくり [継続]
内容	<p>アダプトとは「養子」という意味で、市民の皆さんが「市内の公共施設（公園や道路）の里親」となり愛情を持ってお世話して頂くボランティア活動のことです。</p> <p>市民のグループや企業のみなさんが協働して、快適な環境づくりと環境美化に対する啓発・促進を図りながら、地域ごとに特色のある道づくりを推進していくことを目的として、植樹帯や路面の里親制度を進めます。</p> <p style="text-align: right;">→パターン1参照（P111）</p>

施策22	特徴のある川づくりの実施 [継続] <span style="float: right;">〈再掲〉→P56参照</span>
内容	<p>本市は、様々な特徴を持った大小の河川を有していることから、川の特性を活かし、多自然川づくりや人々の憩いの空間としての整備を進め、それぞれの川の個性を高めることができるような川づくりを進めていきます。</p>

施策27	柏の葉地域における緑地ネットワークの保全と強化 [継続] <span style="float: right;">〈再掲〉→P59参照</span>
内容	<p>柏の葉地域は、周辺を利根川・利根運河、大堀川といった骨格の緑や斜面樹林に囲まれており、地域内にはまとまった樹林地や農地等を有しています。これらの豊かな緑地資源を活かしながら、道路やその沿道などで緑のつながりの強化を図り、柏の葉地域の現況の緑被率45%を極力保ち、将来にわたって緑被率40%を持続させていくことに努めていきます。</p>

●農のあるまちづくり

施策29	農を通じた生活空間の整備 [継続] <span style="float: right;">〈再掲〉→P60参照</span>
内容	<p>農や食の文化を育む空間と生活を充実させ、居住者の地域意識が芽生えるよう、アグリビレッジなどを整備し、柏の葉地域の資源である、豊かな農地や作物を有効活用した生活・交流空間を創設するものです。</p> <p>菜園付住宅や菜園付マンションの整備など、生活の中で農を感じる住宅環境整備や、クラブハウスや地産地消レストラン、直売所などの交流空間の創設について検討していきます。</p>

施策51	優良田園住宅 [継続]
内容	<p>優良田園住宅とは、農山村地域、都市の近郊その他の良好な自然的環境を形成している地域に所在する一戸建ての住宅で、3階建て以下、敷地面積300㎡以上で建ぺい率30%以下、容積率50%以下の基準を満たす住宅のことです。</p> <p>布瀬・手賀・片山地域の農村景観との調和を図り、自然に恵まれたゆとりとうるおいのある居住形態を実現するため、優良田園住宅の建設を検討します。</p> <p>※柏市では、「柏市優良田園住宅の建設の促進に関する基本方針」で建築物の階数の最高限度は2階とし、地階は不可と定めております。</p>

施策52	農地を活かした交流拠点づくり [継続]
内容	<p>手賀沼周辺には広大な田畑が広がっています。これらの農地を活かし、沼南地域における交流空間の機能をさらに高めるため、利用者が快適・安全に自転車等で往来できるようなネットワークづくりを行い、手賀沼周辺地域一帯を一大交流拠点（手賀沼アグリビジネスパーク）として整備するものです。</p> <p>農家の直売所等の設置検討を行い、それらと手賀の丘公園、道の駅しょうなんのネットワーク化を図ることについて検討していきます。</p>



●公共性の高い場所の緑づくり

施策53 学校の緑化 [継続]	
内容	<p>学校は子どもたちにとって最も身近な施設です。子どもたちが身近に緑とふれあえ緑にかかわる体験ができるよう、敷地内の緑化、花壇の設置、樹林地の保全、学校ビオトープづくりなどに努めるとともに、学校関係者や保護者への普及・啓発を通して、花と緑あふれる学校づくりに努めます。</p> <p>○実績：学校ビオトープ整備：6校（H31.3） モデル緑化（緑のカーテン）：24校（H31.3）</p>



既存の樹木を保全・活用した接道部  
（柏第三小学校）



既存の樹木を保全・活用したエントランス  
（富勢小学校）



緑のカーテンづくり（柏第六小学校）



緑のカーテン（中原小学校）

施策54 市役所の緑化 [継続]	
内容	<p>市役所は多くの市民が訪れる場です。人々の目にふれる機会の多いこうした施設で質の高い緑化を進めていくことは、訪れる人々の心を和ませるとともに、新しい緑づくりの波及効果も期待されます。今後も緑化の先導役として、緑のカーテンやモデルとなる緑化を推進するとともに、庁舎の建て替えに当たっては、緑づくりに関するガイドラインの策定を検討し、市役所にふさわしい質の高い緑の空間づくりに努めます。</p>



市役所庁舎の緑のカーテン



分庁舎の緑のカーテン



施策55	その他の公共施設の緑化 [継続]
内容	近隣センターや図書館等、市役所以外の公共施設も、市民交流の拠点として重要な役割を果たしています。このような地域の人々にとって身近な公共施設について、モデルとなるような緑化に努めていきます。



勤労会館の接道部の緑化



柏市第二清掃工場の壁面緑化

施策56	駅前広場等の緑化 [継続]
内容	駅前広場や商店街などは、多くの市民が集まる場所であり、街並み形成や市民交流の核として重要な役割を果たしています。こうしたことから、今後も、駅前広場の緑化に努め、民有地については、商店街や鉄道事業者などと連携を図り、緑や花に彩られた空間づくりに努めるとともに、つくばエクスプレスの高架下を活用したモデル的な緑化の検討を行います。



柏の葉キャンパス駅駅前広場



新柏駅駅前広場

#### ◆ 4-2 街並みを彩る多様な緑づくりを誘導・支援します

本市は、東京都心から30km圏内に位置し、鉄道・道路などの恵まれた立地条件により昭和30年代から急激な都市化が進み、多くの住宅や工場等が建設されてきました。

当時の街づくりは、利便性や機能性を最優先として進められたことから、都市構造や生活スタイルの変化によって、ヒートアイランド現象や気候変動等の数々の問題が生じており、また、街並みに“うるおい”や“安らぎ”を与え、景観を向上させてくれる緑が十分確保されているとはいえません。

しかしながら、近年、市民生活におけるニーズの重点は、利便性や機能性などの物質的なものから、心の豊かさや、ゆとり、うるおいといった精神的なものへ移行しています。さらに、企業においては、緑づくりを社会貢献活動の一環として捉え、自主的に緑化や緑地の一般開放に取り組んだり、緑を新たな付加価値として評価し、積極的に質の高い緑化を行ったマンションや住宅を計画する等の動きもみられます。

このように、住民のニーズや企業の取り組みが精神的な豊かさを考慮したものへと移行していく中で、街並みに“うるおい”や“ゆとり”をもたらすためには、公園や道路などの公有地だけでなく、民有地も含めた地域全体で緑づくりを行っていくことが必要です。

地域全体で緑づくりを行っていくことで、日常的な緑とのふれあいや景観の向上、鳥や昆虫を呼び戻すことによる自然環境の回復、ヒートアイランド現象の緩和や二酸化炭素の吸収量の増加による地球温暖化対策への貢献に役立ち、住みやすく快適に暮らせるまちをつくり出していくことにつながっていきます。

本市の街並みが多様な緑に彩られていくように、法制度や認証制度などを活用して質の高い民有地の緑化を誘導するとともに、緑づくりに対する助成制度の充実に努めます。また、新たな取り組みとして、オープンガーデンやコミュニティガーデンを支援する仕組みの創設を検討していきます。



緑豊かな住宅地（柏の葉）



緑豊かな住宅地（柏ビレジ）

■基本方針4-2に関する主な施策

●緑豊かな街並みづくりの誘導

施策57	法制度の活用による緑づくり [継続]
内容	表3のような緑を創出する制度の活用によって、一定のまとまりのある地区の質の高い緑の保全・創出を進めます。

■表3 緑の創出等に関する法制度等

名称	内容
緑化地域制度	<p>「都市緑地法」に基づき、緑が不足している市街地などにおいて、敷地が一定規模以上の建築物の新築や増築について、その敷地面積の一定割合以上の緑化（緑化率規制）を義務づける制度です。</p> <p>○指定要件：用途地域が指定されている区域内で、良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足し、建築物の敷地内において緑化を推進する必要がある区域</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>敷地面積が原則1,000㎡以上の建築物の新築または増築（条例で敷地面積の対象規模を300㎡まで引き下げることができる。）</li> </ul> <p>○行為規制：建築物の緑化率を原則として都市計画に定める緑化率の最低限度以上とすることが義務づけられる</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画に定める緑化率の最低限度は、「敷地面積の25%」</li> </ul> <p>○助成等：緑化施設の整備計画について市町村の認定を受けることにより、緑化施設について固定資産税の特例措置を受けることができる</p>
地区計画制度	<p>地区レベルで、道路、公園、広場といった施設の配置及び規模、建築物の形態、用途、敷地等に関する事項を規制・誘導するため、「都市計画法」に基づき、地区ごとにきめ細かなまちづくりを進めるための都市計画制度です。</p> <p>○実績： 19地区（H20.3） 34地区（H31.3）</p>
地区計画等 緑化率条例	<p>良好な都市環境の形成を図るための緑化の推進の観点から、地区整備計画等において、「都市緑地法」に基づき、建築物の緑化率の最低限度を建築物の新築等に関する制限として定めることのできる制度です。</p> <p>○行為規制：建築物の緑化率の最低限度25%を超えない範囲などで定めることができ、建築物の新築等に関する制限となる</p>
地区計画等 緑地保全条例	<p>「都市緑地法」に基づき、屋敷林や社寺林等、身近にある小規模な緑地について、地区計画制度等を活用して現状凍結的に保全する制度です。</p> <p>○行為規制：木竹の伐採などを行う際に許可が必要となり、特別緑地保全地区と同等の行為規制を行うことが可能であるが、土地の買入れ規定はない</p> <p>○助成等：緑化施設の整備計画について市町村の認定を受けることにより、緑化施設について固定資産税の特例措置を受けることができる</p>

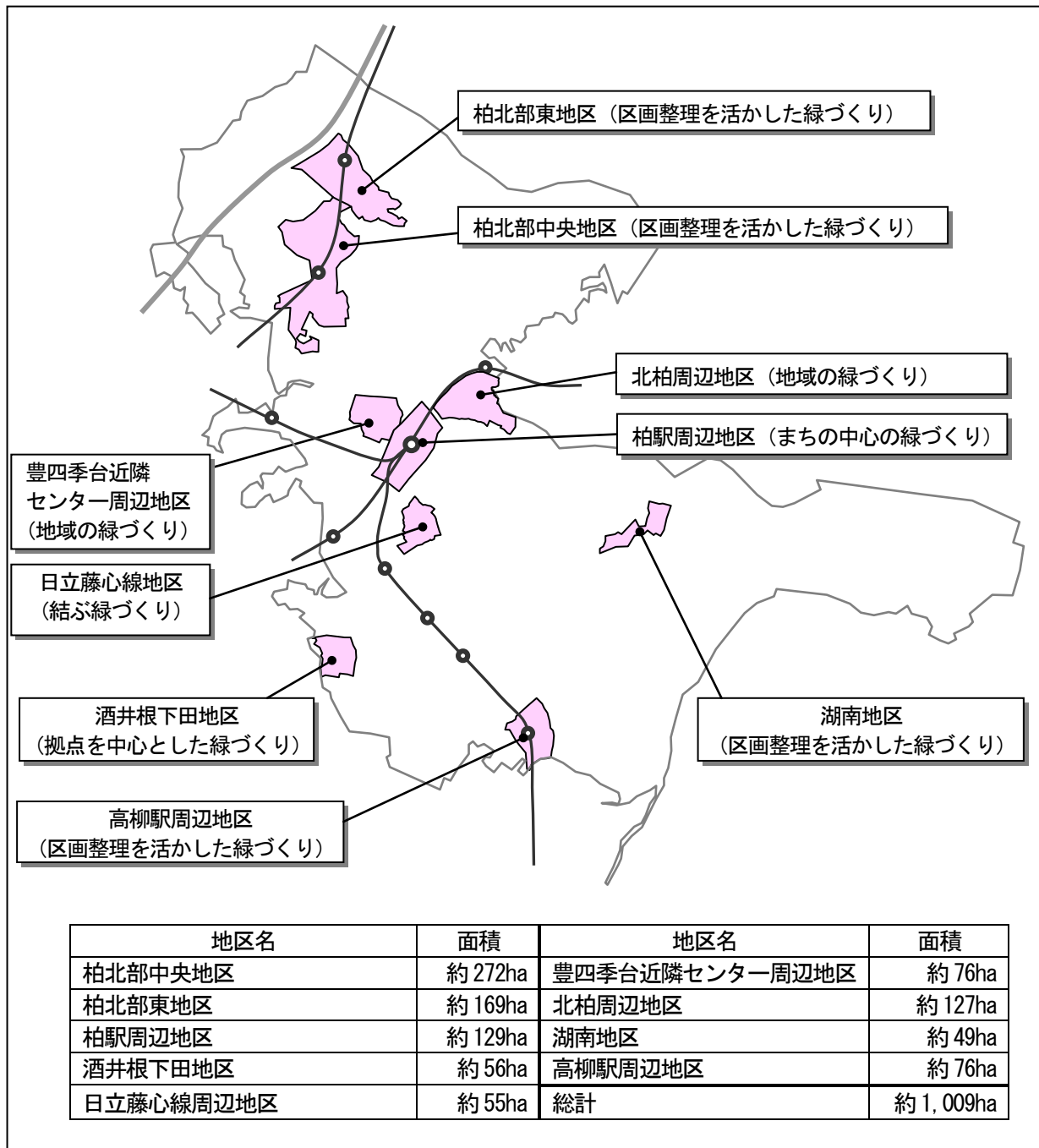


名称	内容
緑地協定制度	<p>「都市緑地法」に基づき土地所有者等の合意によって、緑地の保全や緑化の推進に関する協定を締結する制度です。</p> <p>○内 容：緑化に関する事項として、保全又は植栽する樹木等の種類・場所・管理に関する事項などを定める</p> <p>○協定の種類：4 5 条協定（全員協定）既にコミュニティの形成がなされている市街地における土地所有者等の全員の合意により協定を締結し、市町村長の認可を受けるもの 5 4 条協定（一人協定）開発事業者が分譲前に市町村長の認可を受けて定めるもので、3 年以内に複数の土地所有者等が存在することになった場合に効力を発揮する</p> <p>○実 績：3 地区（H20. 11）（公告件数） 4 地区（H31. 3）</p>
緑化施設整備計画認定制度（H29. 6 廃止）	<p>「都市緑地法」に基づき、建築物の屋上や空地などを緑化する計画（緑化施設整備計画）について、市の認定を受けることにより、事業者が税制面で優遇措置を受けることができる制度です。</p> <p>○認定要件：緑化推進重点地区における敷地面積 1, 000 m<sup>2</sup>以上、緑化地域及び地区計画等緑化率条例により制限を受ける区域内では敷地面積 300 m<sup>2</sup>以上で緑化率が 20%以上（既存の緑の保全も含む）</p> <p>○助成等：固定資産税の課税標準が初年度から 5 年間にわたり 1/2 又は 1/3 に減など</p>
緑化基準	<p>「柏市緑を守り育てる条例」に基づき、開発行為等に対する緑化や植栽に係る土地の面積の基準、既存の樹木等の保護に関することなどを定めた基準です。</p> <p>○行為規制：市街化区域内の基本緑化基準は用途地域毎に 5～20%以上 など</p>
緑地保存協定制度	<p>「柏市緑を守り育てる条例」に基づき、緑化指導に基づいて確保した緑地について、土地所有者などが維持管理を行うために締結する制度です。</p> <p>○実 績：291 件 10. 5 ha（H13～20） 496 件 41. 36ha（H21～30）</p>
緑化協定制度	<p>「千葉県自然環境保全条例」に基づき、公害又は災害の防止その他良好な生活環境を維持する必要があると認められるときに、県、市町村、土地の所有者又は管理者との間で、土地の緑化及び緑地保全に関する協定を締結する制度です。</p> <p>○行為規制：工場用地（1 ha）の場合 10～20%以上など</p>
環境配慮指針	<p>柏市環境基本計画に位置づけられている市民・事業者・市の具体的な行動計画です。</p>
景観法に基づく届出制度	<p>一定の規模を超える建築物や工作物、開発行為などについて、「景観法」「柏市景観まちづくり条例」に基づく届出に対して、景観誘導を行う制度です。</p> <p>○行為規制：地域区分に応じた届出対象行為（低層住居系用途地域の場合建築面積 500 m<sup>2</sup>超など）については、行為基準（ガイドライン）に適合する必要がある</p>

名称	内容
市民緑地 認定制度	<p>「都市緑地法」に基づき、市民緑地を設置し管理する計画（市民緑地設置管理計画）について、市の認定を受けることにより、緑地保全・緑化推進法人が市民緑地の施設整備の費用に係る支援を受けることができる制度です。</p> <p>○認定要件：緑化地域及び緑化重点地区で、市民緑地を設置する土地等の区域の周辺の地域において、良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足している場所であり、敷地面積 300 m<sup>2</sup>以上、緑化率 20%以上（既存の緑の保全も含む）、管理期間 5 年以上</p> <p>○助成等：市民緑地の施設整備の費用に係る支援措置（社会資本整備総合交付金） ※管理期間 10 年以上等の要件を満たす場合に適用</p>

施策 5 8	緑化推進重点地区の指定 [継続]
内容	<p>緑化推進重点地区は、「都市緑地法」の規定により定められた「緑化地域以外の区域であって、重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」のことです。「緑の将来像」の具体化を図るため、モデルとなる優良な緑化事業などを推進し、緑の取り組みを先導していくために、緑化推進重点地区を位置づけ、緑のまちづくりを推進します。</p> <p>緑化推進重点地区においては、公園の配置・整備を積極的に進めるとともに、それぞれの地区の方針のもとに、様々な主体が連携・協働しながら緑のまちづくりに取り組むものとし、また、社会的・時代的要請に即した緑化推進重点地区計画の見直しを行い、多様な緑化策を導入していくことについて検討していきます。</p>

■緑化推進重点地区位置図





## ■緑化推進重点地区の方針

### ●柏北部中央地区（約 272ha）

— 柏の葉キャンパス駅や小中学校、公園を中心としたつながる緑の形成

### ●柏北部東地区（約 128ha）

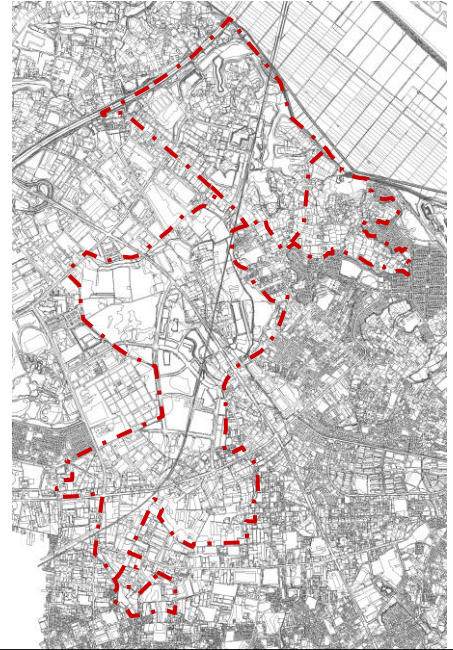
— 地区内外の回遊性創出や農あるまちづくりに資する緑ゆたかな景観を形成

### ●大室東地区（約 42ha）

— 伝統的な文化・集落環境を中心としたふるさとの緑の形成

#### 地区の方針

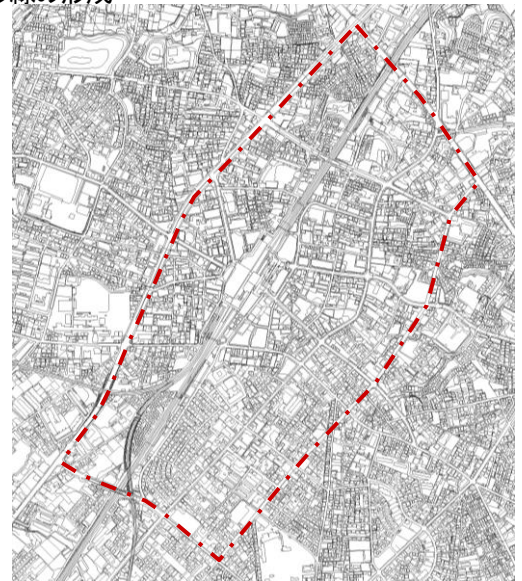
- ・ 道路における街路樹・植樹帯の整備
- ・ 街区公園・近隣公園などの計画的な整備の推進
- ・ 多自然や緑の修景に配慮した調整池の整備
- ・ 壁面の後退などによる緑化スペースの確保や緑豊かな街区の形成
- ・ 緑豊かな歩行者ネットワークの形成
- ・ 利根川遊水池水田沿いの斜面林の保全



### ●柏駅周辺地区（約 129ha）— 柏駅を中心とした街並みの緑の形成

#### 地区の方針

- ・ 再開発を機会に公共的空間の緑化整備を図る
- ・ 柏駅周辺におけるハンギングバスケットなどを用いた歩行者にとって快適な緑化空間の形成
- ・ 市役所周辺、市役所に至る道路におけるプランターや花鉢、吊り鉢などを用いた緑化や花による修景と緑の小スポットの整備
- ・ あけぼの公園の維持管理の充実と新規公園の整備
- ・ 諏訪神社、柏神社、長全寺などの社寺林や大樹の保全と維持管理の充実
- ・ 駅前の市街地一帯における緑化の推進（屋上緑化・壁面緑化など）



### ●酒井根下田地区（約 57ha）— 酒井根下田の森を中心としたふるさとの緑の形成

#### 地区の方針

- ・ 酒井根下田の森の計画的な整備の推進
- ・ 住宅地の緑化推進と維持管理の充実
- ・ 接道部の緑化や花による修景

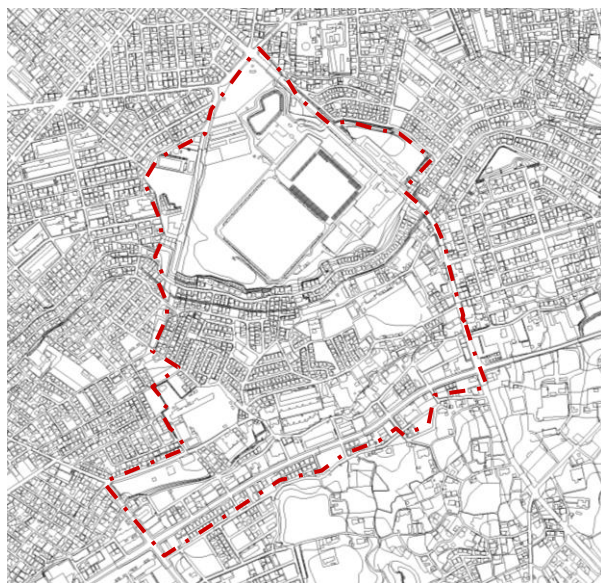




●日立藤心線地区（約55ha）— 街路並木を結ぶ道すじの緑の形成

地区の方針

- ・ 名戸ヶ谷捕込線の歩道の確保と街路樹・植樹帯の整備
- ・ 沿道の樹林地の保全と維持管理の充実
- ・ 道路沿いの公園緑地の維持管理、緑の充実
- ・ 道路と一体となった緑の街並みづくり

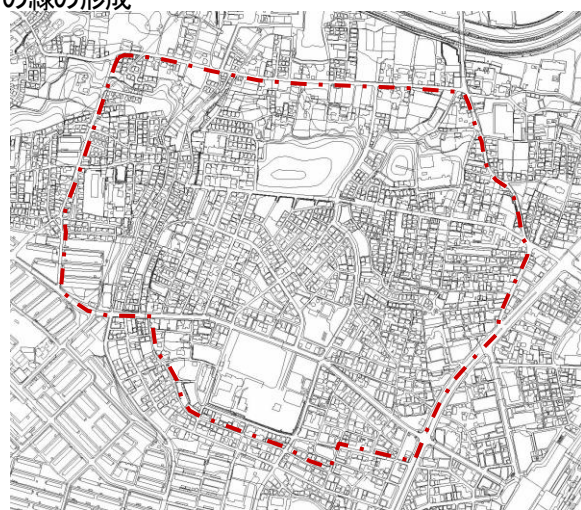


●豊四季台近隣センター周辺地区（約76ha）

— 近隣センター・中学校・公園などのコミュニティの緑の形成

地区の方針

- ・ 豊四季台近隣センターと柏中学校の緑化、維持管理の充実
- ・ 西町市民植樹の森、柏西口第一公園、柏西口第二公園の緑の維持管理の充実、花による修景
- ・ 接道部の緑化などによる街並みの緑化推進
- ・ 樹林地の保全と維持管理の充実
- ・ 主要な道路沿道の緑化や花による修景、緑の小スポットの整備
- ・ 豊四季台団地内の自然環境の向上に資するまちづくり（四季の道）



●北柏周辺地区（約127ha）— 北柏駅・福祉施設・公園などのコミュニティの緑の形成

地区の方針

- ・ 北柏駅から北柏ふるさと公園に至る道路の緑化、花による修景、緑の維持管理の充実
- ・ 北柏ふるさと公園・柏ふるさと公園・柏公園・手賀沼自然ふれあい緑道などの整備の推進と維持管理の充実
- ・ 接道部の緑化や花による修景などによる街並みの緑化推進
- ・ 大堀川沿いの斜面林の保全
- ・ 都市再生整備計画に基づく地域の特性を踏まえたまちづくりの推進



●湖南地区（約49ha）— 街路並木・斜面林を結ぶ道すじの緑の形成

地区の方針

- ・箕輪若白毛線の歩道の確保と街路樹・植樹帯の整備
- ・街区公園や斜面地を活用した公園の計画的な整備の推進
- ・接道部の緑化などによる街並みの緑化推進
- ・緑豊かな歩行者に配慮した道づくり



●高柳駅周辺地区（約76ha）— 高柳駅・近隣センター・公園を中心としたコミュニティの緑の形成

地区の方針

- ・高柳駅西口線、高柳駅前線の歩道の確保と街路樹・植樹帯の整備や駅前広場の整備
- ・街区公園などの計画的な整備の推進
- ・接道部の緑化などによる街並みの緑化推進

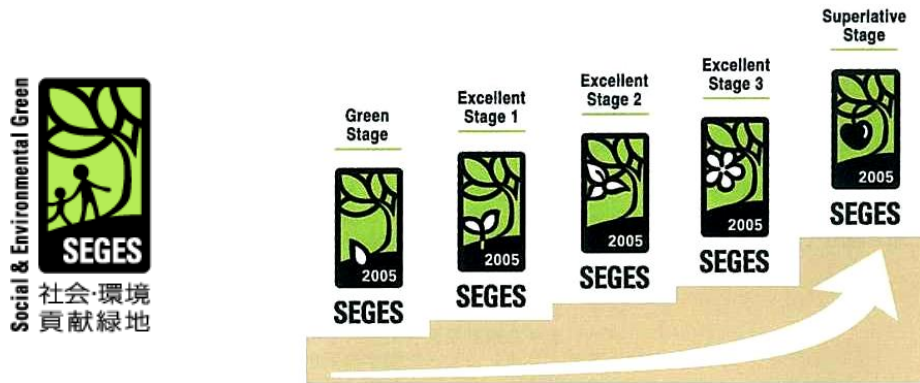




施策59	緑に関する評価制度の創設 [継続]
内容	<p>住みやすい住環境や緑豊かな景観・街並みを創造していくために、建築物の設計時に建物及び外部空間を評価する制度です。建築物の設計時に環境性能を評価する「建築物総合環境性能評価システム(CASBEE<sup>(*)</sup>)」や、敷地内緑地などの建築物の外部空間に特化した評価制度である「社会・環境貢献緑地評価システム(SEGES<sup>(*)</sup>) つくる緑」との連携を図りながら、緑豊かな街並みづくりを創造する指針となるような評価基準づくりと、評価制度の運用により、緑に対する取り組みへの意欲が活発化するような制度の創設を検討していきます。また、制度の実効性を高めていくために、金融機関等と連携し、高い評価を得た事例に対する住宅ローンの金利優遇などのインセンティブを導入することを検討します。</p> <p>特に以下の点に配慮した評価制度の創設を目指します。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>●CASBEE柏との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緑の保全と創出</li> <li>・街並みと調和した景観形成</li> <li>・緑の質の向上（沿道からの緑視率等の向上など）</li> <li>・既存の自然環境の保全</li> </ul> </div> <p style="text-align: right;">→パターン9参照 (P113)</p>

【CASBEE 建築物総合環境性能評価システム】建築物の環境性能・品質、外部に与える環境負荷に関する取り組みを総合的に評価し格付けする仕組み。CASBEEはComprehensive Assessment System for Building Environmental Efficiencyの略。

【SEGES 社会・環境貢献緑地評価システム】環境を保全し、潤いと安らぎのある美しいまちづくりに貢献する優れた緑を評価認定する制度。良好に維持管理されている緑を評価認定する「そだてる緑」のSEGESと、都市開発の際に緑を保全・創出する優良な計画を評価する「つくる緑」のSEGES等があり、財団法人都市緑化基金が実施している。SEGESはSocial and Environmental Green Evaluation Systemの略。

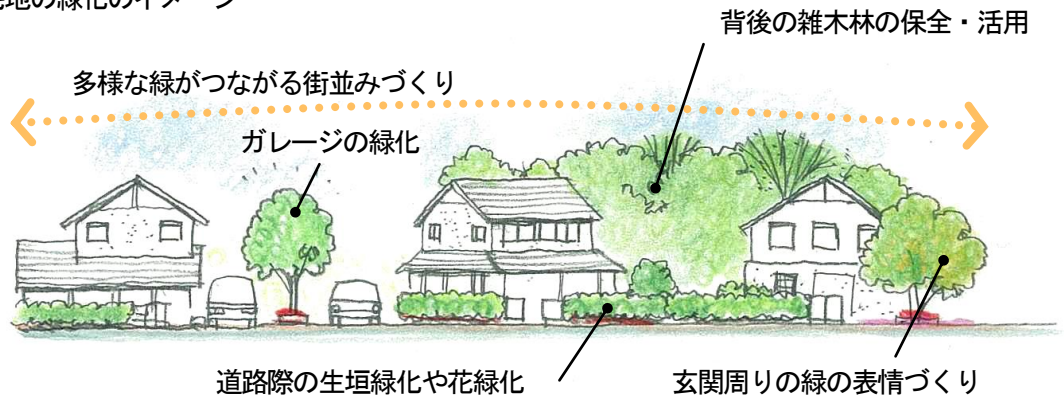


■ 「SEGES-そだてる緑」の認定ラベル（レベルに応じて5段階に分類されている）

施策60	緑化基準の見直し [継続]
内容	<p>緑化基準は建築物等を建てる際の緑化の基準を定めており、民有地の緑化を進めていくうえで有効な手段となっています。しかし、現行の緑化基準は一律に敷地面積の10%の緑化と本数の基準を定めているため、地域の実情にあった緑化や、緑地の質についてはあまり考慮されていないのが現状です。このため、景観計画との連携を図りながら、地域の特性にあわせた質の高い緑づくりや、効果的な緑の量の創出を考慮した緑化基準となるよう見直しを行っていきます。</p> <p>※H23.4より新基準を適用</p>

施策6 1 緑化ガイドラインの策定 [継続]	
内容	<p>緑豊かな街並みづくりを推進していくためには、一定の指針にしたがって質の高い緑化が効果的になされることが必要です。また、緑化の取り組みを促進していくためには、優れた緑化事例や緑化の方法等の情報を提供していくことも重要です。</p> <p>このため、緑化に関する各種指針や緑化の事例、工法、維持管理方法等の情報を分かりやすくまとめたガイドラインの策定を検討します。</p> <p>※用途地域別緑化ガイドライン、緑化推進重点地区別ガイドラインを策定 (H23)</p>

■住宅地の緑化のイメージ



擁壁を緑化した集合住宅 (松ヶ崎)



駐車場の外周部を緑化した集合住宅 (高南台)



既存の樹林を保全・活用した麗澤大学キャンパス



既存の樹林を保全・活用した工場 (ニッカ柏工場)

●緑豊かな街並みづくりの支援

施策62	助成制度の実施 [継続]																
内容	<p>緑豊かな街並みづくりを支援するために、助成金の交付等、様々な支援を行うものです。 現在は（一財）柏市みどりの基金等により、生垣づくりなどに対して助成が行われています。今後は、関係組織との連携のもと、屋上緑化・壁面緑化や駐車場緑化などに対する新たな助成制度の創設を検討します。</p> <p>■助成・支援制度</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #ffffcc;">助成・支援制度</th> <th style="background-color: #ffffcc;">概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生け垣づくり助成</td> <td>個人住宅で新たに生垣を設置及び既設ブロック塀を生垣に変更する場合に、費用の一部を助成（H24年度廃止）</td> </tr> <tr> <td>出生・結婚記念花種の配布</td> <td>出生届・婚姻届出の際の記念品として、花の種を配布（H24年度廃止）</td> </tr> <tr> <td>草刈機の貸し出し</td> <td>あき地の雑草等を行う際に最長1週間まで肩掛け草刈機を貸し出し（H23.12月末終了）</td> </tr> <tr> <td>カシニワ制度助成金</td> <td>カシニワ活動等への助成金を交付（H24.4開始）</td> </tr> <tr> <td>緑の保全助成金</td> <td>民有地の森林や緑地等の保全活動を行っている所有者等に対して助成（H24.4開始）</td> </tr> <tr> <td>緑のボランティア</td> <td>花壇の管理や講習会などへ参加するボランティアを募集（H11年度発足）</td> </tr> <tr> <td>花苗の提供</td> <td>町内会や商店会・ボランティア団体さんなど地域に花を植えたいという人たちの活動を支援（H21開始）</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">（H31.3.31現在）</p>	助成・支援制度	概要	生け垣づくり助成	個人住宅で新たに生垣を設置及び既設ブロック塀を生垣に変更する場合に、費用の一部を助成（H24年度廃止）	出生・結婚記念花種の配布	出生届・婚姻届出の際の記念品として、花の種を配布（H24年度廃止）	草刈機の貸し出し	あき地の雑草等を行う際に最長1週間まで肩掛け草刈機を貸し出し（H23.12月末終了）	カシニワ制度助成金	カシニワ活動等への助成金を交付（H24.4開始）	緑の保全助成金	民有地の森林や緑地等の保全活動を行っている所有者等に対して助成（H24.4開始）	緑のボランティア	花壇の管理や講習会などへ参加するボランティアを募集（H11年度発足）	花苗の提供	町内会や商店会・ボランティア団体さんなど地域に花を植えたいという人たちの活動を支援（H21開始）
	助成・支援制度	概要															
	生け垣づくり助成	個人住宅で新たに生垣を設置及び既設ブロック塀を生垣に変更する場合に、費用の一部を助成（H24年度廃止）															
	出生・結婚記念花種の配布	出生届・婚姻届出の際の記念品として、花の種を配布（H24年度廃止）															
	草刈機の貸し出し	あき地の雑草等を行う際に最長1週間まで肩掛け草刈機を貸し出し（H23.12月末終了）															
	カシニワ制度助成金	カシニワ活動等への助成金を交付（H24.4開始）															
	緑の保全助成金	民有地の森林や緑地等の保全活動を行っている所有者等に対して助成（H24.4開始）															
	緑のボランティア	花壇の管理や講習会などへ参加するボランティアを募集（H11年度発足）															
	花苗の提供	町内会や商店会・ボランティア団体さんなど地域に花を植えたいという人たちの活動を支援（H21開始）															

施策63	オープンガーデンの支援 [継続]
内容	<p>オープンガーデンとは、個人の庭を一般の方に公開するという市民活動です。イギリスでは、70年ほど前から行われており、毎年オープンガーデンのガイドブック（通称：イエローブック）が発行されています。花や緑を通じて個人の庭が人々のふれあいの場となり、その活動が街並みにまで波及していくことを期待して、オープンガーデンの誘導の仕組みづくりや柏版イエローブックを作成するなどの支援策について検討をしていきます。</p> <p>※カシニワガイドブックの作成</p>

施策43	未利用地を活用した多様なコミュニティガーデンづくり [継続]	〈再掲〉→P68参照
内容	<p>市内には、南部地域をはじめとした既成市街地内に未利用地が多く存在しています。これらの未利用地を、暫定的に、様々な利用ができるコミュニティガーデンとして活用していくための支援や情報提供等を行う仕組みづくりを検討していきます。</p>	



## 目標Ⅲ 未来に伝える緑を育てていきます

### 基本方針－５ 市民・団体・学校・事業者・市の協働により緑を育てていきます

施策の方向	施策名（大項目）	番号	施策名	ページ
◆５－１ 良好な緑を持 続していくた めの仕組みづ くりを進めま す	● 緑の資源循環の仕 組みづくり	施策 64	公園・街路樹の剪定枝・落ち葉等のリサイクル	88
		施策 65	民有地の剪定枝・落ち葉等のリサイクルシステムの 創設検討	88
		施策 66	木質バイオマスエネルギーの活用検討	88
	● 協働による里山保 全活動等の仕組 みづくり	施策 12	カーボン・オフセットによる緑地保全	89
		施策 11	ネーミングライツによる緑地保全	89
		施策 9	里山活動協定の締結	89
		施策 10	里山活動協定【事業者版】（仮称）の創設	90
		施策 67	里山保全活動の担い手づくり	90
		施策 68	トラスト運動を支援する仕組みづくり	90
		◆５－２ 緑を育成する 取り組みを支 援します	● 緑の表彰制度など の実施	施策 69
施策 70	表彰制度の創設			92
● 支援制度の充実	施策 71		ボランティア団体への支援	92
	施策 72		緑化アドバイザー制度創設の検討	92
● 他組織との連携や ネットワークづく り	施策 73		（一財）柏市みどりの基金との連携	93
	施策 74		緑地保全・緑化推進法人（旧緑地管理機構）制度の 活用検討	93
	施策 75		緑のボランティア活動に関するネットワークづくり	93
	施策 76		土地所有者とのネットワークづくり	93

### 基本方針－６ 緑に関する知識を広め、緑への思いやりを育てていきます

施策の方向	施策名（大項目）	番号	施策名	ページ
◆６－１ 緑を知り、理解 する機会を充 実します	● 緑の重要性や活用 方法を学ぶ機会 の創出	施策 77	学校での環境教育との連携	95
		施策 78	各種講習会の開催	95
		施策 67	里山保全活動の担い手づくり	95
		施策 79	緑に関するイベントの開催	95
		施策 44	市民参加による郷土の森づくり	95
◆６－２ 緑に関する調 査研究と情報 の提供を推進 します	● 緑の調査・研究の実 施	施策 80	緑の現況調査の継続	97
		施策 81	市民との協働による緑の地域資源の発掘	97
		施策 82	環境モニタリングの実施	97
	● 緑に関する広報・情 報提供	施策 83	緑に関する情報提供の実施	97
		施策 84	みどり保全・育成・緑化ガイドブック（仮称）の作 成	97

## 基本方針—5 市民・団体・学校・事業者・市の協働により緑を育てていきます

### ◆5-1 良好な緑を持続していくための仕組みづくりを進めます

高度経済成長期以前の樹林地は、燃料や肥料に利用するまきや炭、落ち葉などの重要な供給源でした。このような樹林地は、明るく利用しやすい、落葉樹中心の林（薪炭林）として人々の暮らしに密接にかかわりながら、大切に管理されてきました。その後、石油や石炭が燃料の主役となり、化学肥料が有機肥料にとって代わる時代になると、その役割は急速に低下し、多くは相続等の機会に宅地となり、残された樹林地の大半は、利活用が図られない常緑樹の林に変わっていきましました。

樹林地を良好な緑として、明るく利用しやすい落葉樹林の状態に保っていくためには、下草刈りなどの適正な管理を持続的に行っていく必要があります。

高度経済成長期以前とは異なり、環境保全やレクリエーション・景観・防災等、公共的な機能が樹林地に求められている現在においては、その恩恵を享受する市民や団体、行政が力をあわせ樹林地を良好な緑として維持していくことが求められています。そして、暮らしと密接に結びついた、かつての樹林地の管理に代わる新たな仕組みを構築していかなければなりません。

このため、間伐材・剪定枝を資源として活用できるような緑の資源循環の仕組みづくりに取り組むとともに、協働による里山保全活動等の仕組みづくりを進めていきます。



里山ボランティア入門講座

■基本方針5-1に関する主な施策

●緑の資源循環の仕組みづくり

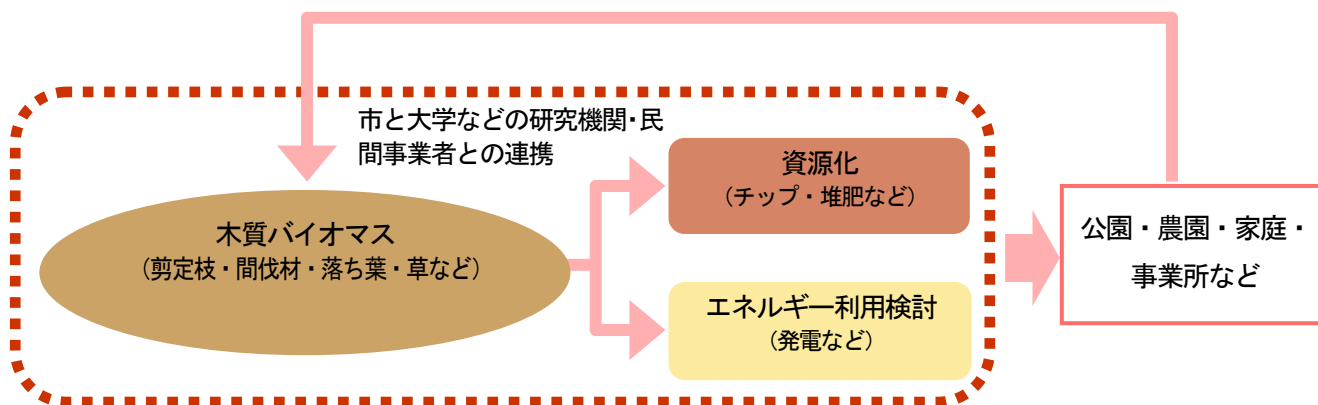
施策64	公園・街路樹の剪定枝・落ち葉等のリサイクル [継続]
内容	公園や街路樹を管理する際に発生する、剪定枝・落ち葉等のリサイクルを進めます。

施策65	民有地の剪定枝・落ち葉等のリサイクルシステムの創設検討 [継続]
内容	樹林地を管理する際に生じる、樹木の間伐材や剪定枝・落ち葉等の処理は、多くの費用を要することから、樹林地を所有している方の負担となっています。このため、間伐材・剪定枝等を資源として活用できるようリサイクルシステムの創設を検討していきます。

施策66	木質バイオマスエネルギーの活用検討 [継続]
内容	<p>木質バイオマスとは、化石燃料を除く再生可能な生物由来の有機性資源の量（バイオマス）のうち、樹木を伐採や剪定したときに出る枝（間伐材・剪定枝）や住宅の解体材など、木材からなるバイオマスのことです。</p> <p>木質バイオマスを燃料として利用することにより、今まではゴミとして処理されていた間伐材・剪定枝や住宅の解体材が、新たな資源として生まれ変わります。それらを石油に代わる新たな燃料として使うことで、地球温暖化の防止、里山の保全のみならず、林業の振興や雇用の創出につながっていくことが期待できます。</p> <p>このように多くの可能性を秘めている木質バイオマスエネルギーの活用について、大学などの研究機関や事業者等の協力を得ながら検討を行っていきます。</p>

第2章  
緑の推進施策—そだてる

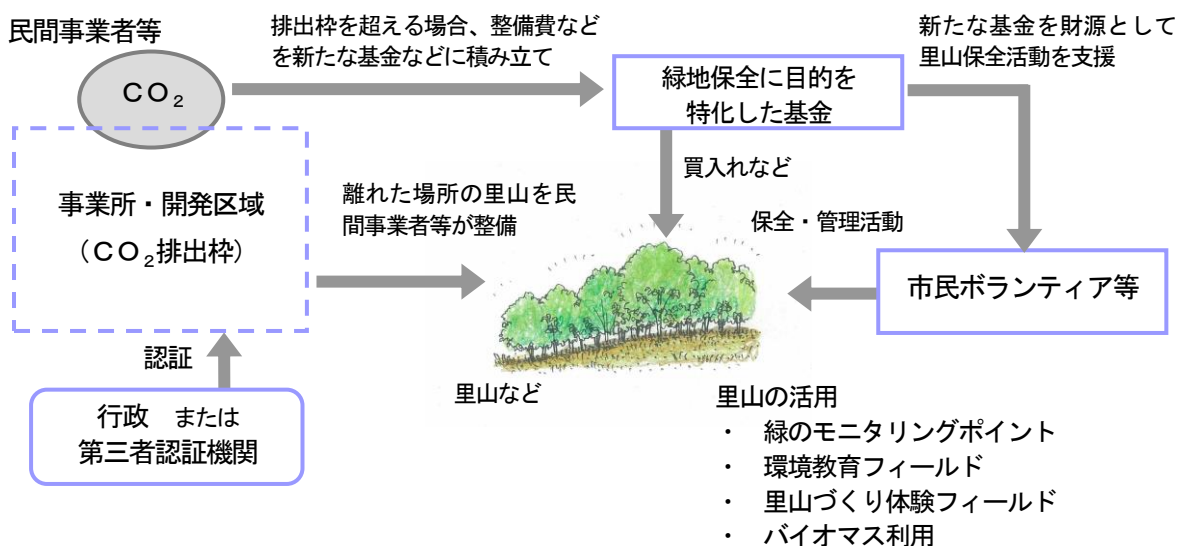
■緑の資源循環の仕組みのイメージ





●協働による里山保全活動等の仕組みづくり

■民間事業者等がかかわる里山づくりのイメージ



- ・ 事業所や開発区域における二酸化炭素の排出枠を設定する。
- ・ 排出枠を超える場合、カーボン・オフセットの考え方により、離れた場所の里山等の樹林地を保全するために、里山の整備や基金への積み立てを行う。
- ・ 里山のあり方（保全方針）について、市・土地所有者・市民・民間事業者等で協議し、共有化する。
- ・ 市民・ボランティア等が里山の保全・管理・活用を行う。新たな基金を財源として保全活動を支援する。
- ・ 市は全体のコーディネートと情報発信を行う

施策12	カーボン・オフセットによる緑地保全 [継続] <span style="float:right">〈再掲〉→P45参照</span>
内容	カーボン・オフセットとは、企業や個人等の活動で排出される二酸化炭素のうち、どうしても削減できない量の全部又は一部を、他の場所での削減・吸収量で埋め合わせをするものです。企業や個人等が排出する二酸化炭素を柏市の樹林整備などに資金を提供すること等により、排出した二酸化炭素(=カーボン)を埋め合わせ(=オフセット)する仕組みの創設を検討していきます。
施策11	ネーミングライツによる緑地保全 [継続] <span style="float:right">〈再掲〉→P44参照</span>
内容	市と企業やボランティア団体等がパートナーシップを結び、期限を設けて命名権の譲渡等を行う代わりに、植樹、間伐、枝打ち、下草刈作業等の森林保全を通じた環境・自然保護活動を定期的に行う実施して頂くような仕組みの創設を検討していきます。
施策9	里山活動協定の締結 [継続] <span style="float:right">〈再掲〉→P43参照</span>
内容	里山活動協定とは、土地所有者・市民・市が協働で里山の保全・管理・活用を図ることにより、地域の自然環境の保全及び生活環境の向上に資することを目的として創設した、市独自の協定制度です。この協定制度を積極的に運用し、締結に努めます。

緑の推進施策—そだてる— 第2章

施策10	里山活動協定【事業者版】(仮称)の創設 [継続]	〈再掲〉→P44参照
内容	現在運用している里山活動協定制度は、市が土地所有者とボランティア団体の仲立ちを行うものですが、その仕組みを活用して、土地所有者と企業の仲立ちを行う制度の創設を検討します。	

施策67	里山保全活動の担い手づくり [継続]	
内容	<p>里山保全活動に必要な知識や技術の普及を図るため、里山ボランティア入門講座を実施し、里山保全活動を担う人材の育成を図るものです。</p> <p>里山ボランティア入門講座のさらなる内容充実を図り、多くの担い手を育成していくことに努めていきます。</p> <p style="text-align: right;">→パターン3参照 (P111)</p> <p>○実績 : H18~20 各年度1回実施 H21~30 各年度1回実施</p>	



里山ボランティア入門講座

施策68	トラスト運動を支援する仕組みづくり [継続]	
内容	<p>トラスト運動とは、賛同者から広く寄付を募り、それを資金として土地や建物を取得したり、寄贈や遺贈の受け入れ等により、優れた自然や貴重な歴史的環境を財産として末永く保全していかうとする運動です。</p> <p>日本のトラスト運動は、市民や企業がトラスト運動団体に土地の売却や寄付をしても課税が減免されない場合が多いなど、法制度の面からみて運動を進める環境が十分ではありません。また、イギリスのナショナル・トラスト法のような、トラスト運動団体などが取得した保全地の「永久保全」を定めた法律がないことから、団体に寄付された土地は、法的に担保されているとはいえません。</p> <p>これらの課題は、市のみで解決できるものではありませんが、解決に向けた仕組みづくりを検討し、近隣市町村と協力し積極的に国等への働きかけを行っていきます。</p>	

## ◆5-2 緑を育成する取り組みを支援します

質の高い緑を保全・育成していくためには、市民や団体、行政が力をあわせて様々な取り組みを進めていく必要があります。

平成19年に実施した緑に対する市民の意識・意向調査では、回答者の8割以上が緑の保全や緑化にかかわる活動へ参加したい意向を示しています。また、近年の環境問題への関心の高まりとともに、緑に関する活動を通じて社会貢献したいという企業も増加しています。行政にはこのような高い参加意識を具体的な行動へと結びつけていく役割が求められています。また、市内では緑にかかわる様々な団体がボランティア活動を行っていますが、今後は取り組みに対する支援制度を充実するとともに、それぞれの団体の連携を図ることで活動の輪を広げ、さらに活性化していくことも重要です。

このために、行政だけでは対応しきれないきめ細やかな緑地の保全・創出策に取り組んでいる活動などを活性化していくために、優れた緑化事例や緑への取り組みを表彰する制度の創設や市民やボランティア団体への支援の充実、(一財)柏市みどりの基金をはじめとする他組織との連携の強化等に努めていきます。



こんぶくろ池報告会の様子



■基本方針５－２に関する主な施策

●緑の表彰制度などの実施

施策６９	緑に関するコンクール・コンテストなどの実施 [継続]
内容	緑に関する意識や関心を高め、緑や花づくりにかかわる取り組みを促進していくために、学校緑化コンクールや花壇コンテストなど、緑に関するコンクールやコンテストを検討していきます。

施策７０	表彰制度の創設 [継続]
内容	緑や花づくりにかかわる自主的、自発的な取り組みを表彰し、質の高い緑づくりへの意欲を高めるために、優れた緑化事例や緑にかかわる取り組みや活動に対する表彰制度の創設を検討します。

●支援制度の充実

施策７１	ボランティア団体への支援 [継続]																
内容	<p>里山保全活動や花壇づくり等、緑を保全・創出する取り組みを実施しているボランティア団体へ、活動の場の斡旋・用具の貸し出し・助成金の交付等を行うとともに、支援策の充実に努めていきます。</p> <p>○実績：緑に関するボランティア団体 11 団体 (H20.3) カシニワ登録団体 57 団体 (H31.3)</p> <p>■支援の実施状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支援内容</th> <th>実施組織</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>活動の場斡旋</td> <td>柏市都市緑政部 公園緑政課</td> </tr> <tr> <td>チップシャーレダの貸し出し</td> <td>一般財団法人 柏市みどりの基金</td> </tr> <tr> <td>乗用草刈機の貸し出し</td> <td>一般財団法人 柏市みどりの基金</td> </tr> <tr> <td>手押し耕運機の貸し出し</td> <td>一般財団法人 柏市みどりの基金</td> </tr> <tr> <td>市民公益活動育成補助金の交付</td> <td>柏市地域づくり推進部 協働推進課</td> </tr> <tr> <td>市民公益活動支援補助金の交付</td> <td>柏市地域づくり推進部 協働推進課</td> </tr> <tr> <td>福祉活動団体等助成</td> <td>社団福祉法人 柏市社会福祉協議会</td> </tr> </tbody> </table> <p>(H31.3.31 現在)</p>	支援内容	実施組織	活動の場斡旋	柏市都市緑政部 公園緑政課	チップシャーレダの貸し出し	一般財団法人 柏市みどりの基金	乗用草刈機の貸し出し	一般財団法人 柏市みどりの基金	手押し耕運機の貸し出し	一般財団法人 柏市みどりの基金	市民公益活動育成補助金の交付	柏市地域づくり推進部 協働推進課	市民公益活動支援補助金の交付	柏市地域づくり推進部 協働推進課	福祉活動団体等助成	社団福祉法人 柏市社会福祉協議会
	支援内容	実施組織															
活動の場斡旋	柏市都市緑政部 公園緑政課																
チップシャーレダの貸し出し	一般財団法人 柏市みどりの基金																
乗用草刈機の貸し出し	一般財団法人 柏市みどりの基金																
手押し耕運機の貸し出し	一般財団法人 柏市みどりの基金																
市民公益活動育成補助金の交付	柏市地域づくり推進部 協働推進課																
市民公益活動支援補助金の交付	柏市地域づくり推進部 協働推進課																
福祉活動団体等助成	社団福祉法人 柏市社会福祉協議会																

施策７２	緑化アドバイザー制度創設の検討 [継続]
内容	市民との協働により緑にかかわる取り組みを進めていくためには、緑に関する市民の活動を専門的知識によりサポートできる人材が必要です。このため、緑に関して一定の専門知識を有する人材を認定する緑化アドバイザー制度等の創設を検討します。

●他組織との連携やネットワークづくり

施策73	(一財) 柏市みどりの基金との連携 [継続]
内容	(一財) 柏市みどりの基金との連携を図り、緑を保全・育成していくための取り組みの充実に努めていきます。

施策74	緑地保全・緑化推進法人(旧緑地管理機構)制度の活用検討 [継続]
内容	<p>緑地保全・緑化推進法人は、緑地の保全や緑化の推進に取り組む公益法人及び特定非営利活動法人(NPO法人)及び民間団体等を、都市緑地法に基づく緑地保全・緑化推進法人(旧緑地管理機構)に指定することで、行政以外の民間団体が市民緑地の設置や特別緑地保全地区の土地の買入れ等を行うことができる制度です。</p> <p>行政だけでは実施しきれない、きめ細やかな緑地保全・創出策を推進するために、この制度を活用し、意欲のある民間団体を緑地保全・緑化推進法人(旧緑地管理機構)に指定し、様々な緑化施策を推進していきます。</p>

施策75	緑のボランティア活動に関するネットワークづくり [継続]
内容	<p>市内には、多数の緑に関するボランティア団体が樹林地の管理、花壇の設置、植物の調査などの活動を行っています。各団体間が連携してより効果的、効率的な取り組みが展開できるよう、ボランティア活動報告会などの情報交換や交流の場づくりに努めます。</p> <p>○実績：かしわ里山ネットワーク (H30 発足)</p> <p style="text-align: right;">→パターン3参照 (P111)</p>

施策76	土地所有者とのネットワークづくり [継続]
内容	<p>樹林地所有者が連携して樹林地の保全に取り組むことができるよう、樹林地所有者間のネットワークづくりを支援していきます。また、樹林地の保全のために、土地所有者との連携を図りながら、国に対して、相続税の負担軽減などについて要望していきます。</p> <p>○実績：土地所有者の組織 「かしわ里山の会」 (H18 発足)</p>

## 基本方針－6 緑に関する知識を広め、緑への思いやりを育てていきます

### ◆6－1 緑を知り、理解する機会を充実します

緑は、レクリエーションの場を提供したり癒し・安らぎを与えてくれるなど、人々が生活するうえで直接その効果を感じられる機能だけではなく、ヒートアイランド現象の低減や雨水の流出を抑制することによる都市型水害の軽減、火災の延焼防止等に役立ち、日常ではその効果を感じにくい間接的な機能も有しています。これらの間接的な機能については、直接目に見えるものではないことから、十分な理解が得られていないのが現状です。

緑への思いやりの心を育てていくためには、このような間接的な機能も含めて、緑が有している様々な機能や効用を正しく理解してもらうことが必要です。

一方、生活水準の向上や自由時間の増大、少子高齢化の進展等の社会の変化に伴い、人々の価値観は大きく変化しており、学習意欲はさらに高まってきています。

そこで、生涯学習の一環として、里山ボランティア入門講座や各種講習会などを実施し、緑に関する理解を深め、その成果を地域社会に貢献できるような仕組みの充実を目指します。

また、将来の緑づくりを担う子どもたちには、様々な場で緑に親しみ、その大切さを感じてもらう工夫が不可欠です。そのために、学校における環境教育と連携し、次代の担い手である子どもたちが、緑にふれ、緑に関心を持つことができる機会の拡充に努めます。



カシニワフェスタ



■基本方針6-1に関する主な施策

●緑の重要性や活用方法を学ぶ機会の創出

施策77	学校での環境教育との連携 [継続]
内容	<p>子どもたちは、柏市の未来を担っていく大切な人材です。 次世代の緑を受け継ぐ子どもたちが、環境学習を通じて緑のすばらしさ、機能、役割などを学ぶことができるよう、学校等と連携した、自然観察会、自然体験授業などを推進していきます。</p> <p>→パターン5参照 (P112)</p>



学校における緑のカーテンづくり

施策78	各種講習会の開催 [継続]
内容	<p>緑の保全や緑化推進を進める緑のリーダーの育成や知識の普及を図るために、緑に関する講習会の開催など、緑について学び、理解を深める機会の充実を図ります。</p> <p>→パターン3・6参照 (P111・112)</p>

施策67	里山保全活動の担い手づくり [継続]	〈再掲〉→P90参照
内容	<p>里山保全活動に必要な知識や技術の普及を図るため、里山ボランティア入門講座を実施し、里山保全活動を担う人材の育成を図るものです。 里山ボランティア入門講座のさらなる内容充実を図り、多くの担い手を育成していくことに努めていきます。</p> <p>→パターン3参照 (P111)</p>	

施策79	緑に関するイベントの開催 [継続]
内容	<p>市民が楽しみながら参加や体験ができるよう、四季折々の行事や魅力あるイベントを展開していきます。また、市民による緑にかかわる様々なイベントについても積極的な支援に努めていきます。</p>

施策44	市民参加による郷土の森づくり [継続]	〈再掲〉→P68参照
内容	<p>土地所有者の協力のもと市民参加で木を植樹し、新たな森を創出するものです。 植樹に当たっては、地域に根ざした郷土種を選定し、次世代につなぐ郷土の森として地域ぐるみで育てていくことを検討します。</p>	

## ◆6-2 緑に関する調査研究と情報の提供を推進します

環境意識の高まりや情報化社会の進展とともに、まちづくりや環境保全に対する市民活動や情報のネットワーク化が全国的に広がっています。本市においても公民学連携まちづくりの場である「柏の葉アーバンデザインセンター（UDCK）」や環境学習研究施設である「かしわ環境ステーション」など、様々な活動が推進されています。今後はこうした動きや大学等の研究機関と連携を図りながら緑地の保全・創出策に取り組んでいくことが必要です。このため、市民や大学などとの連携・協働によって、緑に関する研究や調査を継続的に行い、新たな施策に活かせるよう、情報の蓄積を進めます。得られた調査結果は、行政で行う調査を補完する貴重な資料として活用し、自然環境や緑の資源の保全に役立てていきます。

また、市民の意識・意向調査（H19）では、緑の保全や緑化にかかわる活動へ参加したい意向はあってもその方法が分からないという回答者が2割となっており、このような意向に対して必要な情報を分かりやすく提供していくことも重要です。

そのため、緑とふれあう機会の増進や緑に関わる活動への参加のきっかけとなるような、ホームページ・広報等による情報提供、ガイドブック等の作成に努めます。



自然環境調査の状況

■基本方針6-2に関する主な施策

●緑の調査・研究の実施

施策80	緑の現況調査の継続 [継続]
内容	<p>緑の現況調査を定期的を実施することで、市内の緑の移り変わりを把握し今後の緑の保全や創出に役立てていくものです。</p> <p>概ね5年ごとに緑の現況調査を行い、データの蓄積や更新を図っていきます。</p> <p style="text-align: right;">→パターン7参照 (P113)</p>

施策81	市民との協働による緑の地域資源の発掘 [継続]
内容	<p>市民の方々の協力のもとに、行政だけでは対応できない地域のきめ細かな自然環境や巨木等の調査を実施し、地域資源の発掘を行っていくものです。</p> <p>得られた調査結果は行政で行う調査を補完する貴重な資料として活用し、自然環境や緑の資源の保全に役立てていきます。</p>

施策82	環境モニタリングの実施 [継続]
内容	<p>本市の緑地環境の質的・量的な劣化を早期に発見し、保全活動に役立てていくために、緑地の状態や動植物調査を同一地点で定期的に行っていくものです。</p> <p>現在は、こんぶくろ池公園において定期的な調査が市民の方々を中心に行われていますが、今後はモニタリングの地点を増やすとともに、特別な技術や知識がなくても調査に参加できる調査方法の確立や、後の緑地保全活動につながるような仕組みの創設について検討していきます。</p> <p style="text-align: right;">→パターン7参照 (P113)</p>

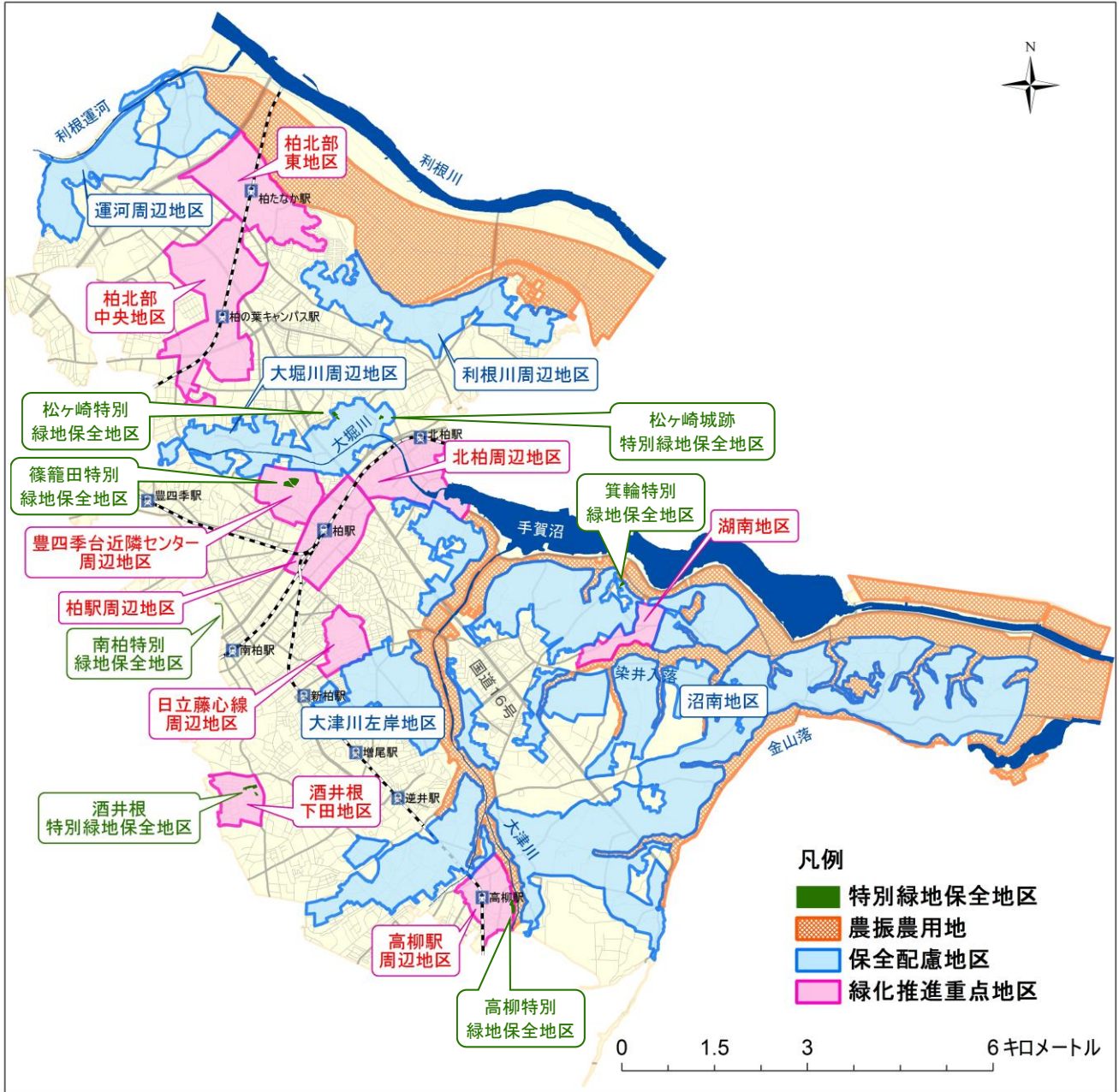
●緑に関する広報・情報提供

施策83	緑に関する情報提供の実施 [継続]
内容	<p>緑とふれあう機会の増進や緑にかかわる活動への参加のきっかけとなるよう、緑に関する情報を積極的に提供していくものです。</p> <p>緑の保全・創出にかかわる制度や公園緑地の利用ガイド、緑にかかわる市民・ボランティア団体の活動成果や民間事業者による優れた緑化事例等の紹介を、ホームページ・広報かしわや生涯まちづくり出前講座などにより行っていきます。</p>

施策84	みどり保全・育成・緑化ガイドブック(仮称)の作成 [継続]
内容	<p>緑にかかわる取り組みを促進していくために、緑に関する知識や様々な緑化事例、各種工法、維持管理方法等を分かりやすく紹介した「みどり保全・育成・緑化ガイドブック(仮称)」や各種リーフレットの作成を検討します。</p> <p>※「森は大切なともだち」を作成(H25.10)</p>



■法指定等位置図



第二章  
緑の推進施策